総合評価落札方式運用ガイドライン

～　運用編　～

令和４年７月

山形県 県土整備部

～目　　次～

１　技術資料（ＶＥ提案書）提出に関する留意事項　・・・・・・・・・・・・・・　１
　１－１　技術資料（ＶＥ提案書）の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　１－２　技術資料（ＶＥ提案書）の評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　評価項目に関する運用及び留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　２－１　企業の能力　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　２－２　技術者の能力　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
　２－３　地域貢献度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

３　様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
　３－１　標準型　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
　３－２　簡易Ⅰ型　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
　３－３　簡易Ⅱ型　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
　３－４　様式集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

４　総合評価落札方式の手続　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６９
　４－１　標準型　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０
　４－２　簡易Ⅰ型　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７３
　４－３　簡易Ⅱ型　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７６

５　チェックシート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８

改訂履歴

〇平成21年４月　制定
〇平成22年４月　一部改定
〇平成23年５月　一部改定
〇平成24年５月　一部改定
〇平成25年５月　一部改定（一部修正）
〇平成26年５月　一部改定
〇平成27年７月　一部改定（一部修正 ver270911）
〇平成28年７月　一部改定
〇平成29年４月　一部改定
〇平成30年７月　一部改定
〇令和元年７月　一部改正
〇令和２年７月　一部改正
〇令和３年４月　一部改正
〇令和３月７月　一部改正
〇令和４年４月　一部改正
〇令和４年７月　一部改正

１　技術資料（ＶＥ提案書）提出に関する留意事項

１－１　技術資料（ＶＥ提案書）の提出

入札公告等で示された様式を作成し、必要な証明資料を添付の上、技術資料（ＶＥ提案書）として、入札参加資格の確認資料と合わせて提出する。

なお、様式は、施工実績等の記載する事項が無い場合であっても、「該当無し」と記載し全て提出する。

１－２　技術資料（ＶＥ提案書）の評価

技術資料（ＶＥ提案書）の評価は入札参加者の申請内容により評価する申請主義を基本とし、申請内容（自己評価）を超える評価はしない。ただし、様式及び添付資料はあるが不鮮明で読み取れない場合や誤字脱字がある場合などには、申請された資料等の事実確認のため、発注者が入札参加者へ問い合わせることがあるが、申請内容を修正するものではない。

（１）技術資料（ＶＥ提案書）の提出が無い者の取扱い

技術資料（ＶＥ提案書）を提出しない者又は指定された項目の記載をしない者の評価は、当該項目に対して最低点で評価する。（０点評価）

（２）技術資料（ＶＥ提案書）の内容に関する取扱い

①　標準型においては、ＶＥ提案の内容が適正と認められない場合、標準案に基づいて施工することができる。

②　簡易Ｉ型においては、施工計画及び品質管理に関する技術的所見の内容が不適切と判断された場合（入札公告で示された要求要件を満足していない等）は、当該項目に対して最低点で評価する。（０点評価）

（３）実績等の評価に関する取扱い

①　企業の能力、技術者の能力の工事成績評定、災害復旧工事の受注及び道路除雪業務の実績に関する評価において、照合する県資料と相違がある場合は、県資料の内容を再精査する。

②　入札参加者が記載した自己評価点は発注者が評価をする上での基準となるが、発注者は申請内容や添付資料であらためて評価を行うため、自己評価点と発注者の評価点は異なる場合がある。

③　<u>故意に入札参加者が有する実績を超える内容や架空の内容で記載をする場合などの「虚偽」の申請をした者は入札参加資格を失う。</u>

④　判断ミスや入力ミスで、入札公告で示された同種・類似工事等の条件と異なる内容で申請するなどの不作為による「錯誤」の記載の場合には、次に示す判断基準で評価を行う。

表１　錯誤の記載の評価判断基準（１）

評価項目		申請内容で評価	県資料で評価（修正評価）	最低点（０点）で評価
企業の能力・技術者の能力	施工実績・施工経験	右欄以外の場合		・評価対象とする期間外の施工実績、経験の場合 ・評価対象とする発注機関以外の施工実績、経験の場合 ・同種工事、類似工事、指定工種工事の申請が要求条件と異なる場合 ・建設共同企業体で出資比率が条件に満たない場合 ・記載内容を証明する添付資料が無い場合 （添付資料があっても記載内容を証明していない場合［※］も含む。）
	工事成績評定	・申請内容は県資料と相違があるが、実績の平均評定点と同点の場合 ・申請内容は県資料と相違があり、実績より低い平均評定点となっている場合等	・申請内容は県資料と相違があり、実績より高い平均評定点となっている場合等	
企業の能力	工事顕彰歴	右欄以外の場合		・評価対象とする期間外の顕彰歴の場合 ・建設共同企業体で出資比率が条件に満たない場合
技術者の能力	継続教育（CPD）	右欄以外の場合		・評価対象とする期間外の単位取得の場合 ・評価対象とする団体以外の単位取得の場合 ・記載内容を証明する添付資料が無い場合 （添付資料があっても記載内容を証明していない場合［※］も含む）
	実施証明書	右欄以外の場合		・有効期間外の実施証明書の場合 ・山形県県土整備部（山形県県土整備部所管出先機関及び各総合支庁建設部を含む。）が発行した以外の実施証明書の場合
地域貢献度	協定等・ボランティア等・インターンシップ等・主たる営業所・作業船	右欄以外の場合		・評価対象とする期間外の実績の場合 ・評価対象とする活動以外の実績の場合 ・記載内容を証明する添付資料が無い場合 （添付資料があっても記載内容を証明していない場合［※］も含む。）等 ・評価対象とする市町村以外の所在地の場合

評価項目		申請内容で評価	県資料で評価（修正評価）	最低点（０点）で評価
地域貢献度	災害復旧工事・道路除雪業務	・申請内容は県資料と相違があるが、県資料による評価結果と同じ場合 ・申請内容は県資料と相違があり、県資料による評価結果を下回っている場合等	・申請内容は県資料と相違があり、県資料による評価結果より高い評価となっている場合等	

［※］ただし、添付資料があっても記載内容を証明していない場合において、自己評価点の錯誤の場合（自己評価点が異なる場合）は、「錯誤の記載の評価判断基準（２）」による。

表２　錯誤の記載の評価判断基準（２）

同じ評価項目であるが記載箇所ごとに自己評価点が異なる場合		
全項目共通	**記載されている自己評価点の内、最も低い自己評価点で評価**	**記載内容を証明する添付資料から判断される発注者の評価点で評価**
	・各箇所に記載されている自己評価点の中で最も低い自己評価点が、添付資料から判断される発注者の評価点以下のとき（記載内容により入札参加資格を失う場合を除く。）	・各箇所に記載されている自己評価点の中で最も低い自己評価点が、添付資料から判断される発注者の評価点よりも大きいとき（記載内容により入札参加資格を失う場合を除く。）

※ 各様式に評価点の記載が無い場合は、最も低い自己評価点を「０点」と判断する。

※ 記載内容を証明する添付資料がない場合は、添付資料から判断される発注者の評価点を「０点」と判断する。

表３　錯誤の記載の評価判断基準（３）

様式等の錯誤・旧様式等による資料提出の場合		
全項目共通	**技術資料及び添付資料により評価**	**最低点（０点）で評価**
	様式に若干の違いはあるものの、必要事項が全て記載されており、かつ添付資料にも遺漏が無い場合（記載内容により入札参加資格を失う場合を除く。）	様式に違いがあり、必要な事項を読み取ることができない場合（記載内容により入札参加資格を失う場合を除く。）

表４　錯誤の記載の判断基準（４）

発注者が指定した総合評価の分類と提出された資料の総合評価の分類が異なる場合		
項目別	**全ての評価項目を最低点（０点）で評価する**	**技術者の能力に関する評価項目の全てを最低点（０点）で評価する**
	「標準型」、「簡易Ⅰ型」、「簡易Ⅱ型」の分類が異なる場合	簡易Ⅱ型における「通常型」、「若手・女性技術者評価型」「地域精通企業評価型」の分類が異なる場合

表５　資料が不足している場合の判断基準

共通　全項目	**提出すべき様式の提出が無い場合、記載内容を証明する添付資料がない場合（添付資料があっても記載内容を証明していない場合も含む）は、当該様式や添付資料を発注者が保有していたとしても、入札参加者からの提出資料のみで判断する。**

（４）配置予定技術者に対するヒアリング

技術資料（ＶＥ提案書）の評価にあたり、必要に応じて配置する予定の技術者に対して、ヒアリングを行うことができる。この場合、次の事項を対象とする。

・配置予定技術者の経歴、資格
・同種、類似工事の経験として挙げた工事の概要、留意した点、工夫した点
・当該工事の履行上の課題、特に配慮すべき事項、技術的所見　等

（５）配置技術者の取り扱い

配置技術者の変更は原則として認めない。ただし契約後に配置技術者が長期病休、退職した場合等やむを得ない事情で発注者が認めた場合はこの限りでない。

（契約前）

入札時に申請した配置予定技術者を配置出来ない場合は、契約できない。

（契約後）

契約締結後、やむを得ず配置技術者を変更せざるを得ない場合は、原則として、変更前の配置技術者と同等以上の評価を有する技術者を配置しなければならない。

もし、それが不可能な場合は、工事完了時の評価内容の履行確認において、変更後の配置技術者について「技術者の能力」の再評価を行い、工事成績評定の減点を行う。

２　評価項目に関する運用及び留意事項

２－１　企業の能力

（１）施工実績（同種・類似工事）

評価項目	評価基準	評価点				
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型		
				通常型	若手・女性技術者評価型	地域精通企業評価型
過去15年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり	1	1	2	2	－
	類似工事の実績あり	0.5	0.5	1	1	－
	実績なし	0	0	0	0	－

評価の視点：

企業が有する過去15年間における同種･類似工事に関する元請として施工した実績を評価する。簡易Ⅱ型の『地域精通企業評価型』による工事発注の場合においては評価項目としない。

評価に関する運用事項：

（１）「過去 15 年間」とは、直前 15 か年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡しが完了した工事を評価対象とする。

（２）国（独立行政法人、国立大学法人、事業団を含む。）、都道府県（企業局、公社を含む。山形県においては山形県建設技術センターを含む。）、市町村（一部事務組合等、公社を含む。）、公立大学法人、学校法人、土地区画整理組合、土地改良区、公益民間企業の発注した工事を対象とする。

（３）「公益民間企業」とは、CORINS 登録の『大分類』で「公益民間企業」に分類され、『中分類』の「その他」を除く機関（電力会社、ガス会社、電信電話会社、ＪＲ、鉄道、石油備蓄会社、その他公益企業第３セクター、（東、中、西）日本高速道路株式会社、旧日本道路公団、（首都、阪神、本州四国連絡橋）高速道路株式会社、ＰＦＩ事業者等）とする。

（４）同種工事、類似工事については、入札公告、入札説明書で示された条件とする。

（５）特定建設共同企業体としての施工実績は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価対象とする。

経常建設共同企業体の場合は、出資比率 12%以上の構成員に限り評価対象とする。

（６）企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の施工実績についても評価対象とする。

（７）建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の中で、施工実績、工事成績評定及び工事顕彰歴に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

＜例＞標準型の場合（３者ＪＶの場合）

構成員	施工実績の評価点	工事成績評定の評価点	工事顕彰歴の評価点	評価点の合計
代表者	0	0	1	1
A	0.5	0	0	0.5
B	0	0.5	0	0.5

評価点の合計が最も高い代表者が、この建設共同企業体の評価対象者となり、施工実績の

評価点は「０点」となる。

技術資料作成時の留意事項：

（１）様式総合２の「１　施工実績（同種・類似工事）」に記載する。なお、施工実績が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。

（２）簡易Ⅱ型における『地域精通企業評価型』による工事発注の場合は、様式総合２の「１　施工実績（同種・類似工事）」の様式中に「評価対象外」と記載するか、当該項目を削除すること。

（３）施工実績は、同種又は類似工事に該当する代表的な工事を１件記載すること。

（４）建設共同企業体として入札参加する場合は、運用事項（７）の評価対象者について記載すること。

（５）評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

（１）建設共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

（２）様式総合２の「工事名称等」や「工事概要」を証明するため、次の資料を参考に、必要なものを選択して添付すること。

・CORINS の写し

・工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し

・金抜き設計書（最終のもの）、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の同種・類似工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し（同種・類似工事条件との合致の確認が可能な部分のみで可）

・その他、「工事名称等」や「工事概要」が具体的に確認できる資料

※なお、CORINS 登録の分類については、以下のホームページにおいて確認することができる。

〇コリンズ・テクリスホームページ（ https://cthp.jacic.or.jp/）

⇒サイトマップ

⇒コリンズ「選択項目詳細」　⇒発注機関コード／発注機関名

※「CORINS の写し」単体で施工実績が確認できる場合は、他の資料を添付する必要は無いものとする。ただし、「CORINS の写し」のみでは、施工実績を確認できない、又は発注者が確認できないと想定される場合は、他の資料を併せて添付すること。なお、発注者は技術資料の審査に際して、不足する資料について改めて入札参加者に提出を求めることはせず、既に提出された資料のみで審査するので注意すること。

（２）施工実績（指定工種工事）

評価項目	評価基準	評価点				
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型		
				通常型	若手・女性技術者評価型	地域精通企業評価型
過去 15 年間の指定工種工事の施工実績	指定工種工事の実績あり	－	－	－	－	２
	実績なし	－	－	－	－	０

評価の視点：

企業が有する過去 15 年間における指定工種工事に関する元請として施工した実績を評価する。簡易Ⅱ型の『地域精通企業評価型』による工事発注の場合にのみ評価項目とする。

評価に関する運用事項：

（１）「過去 15 年間」とは、直前 15 か年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡しが完了した工事を評価対象とする。

（２）国（独立行政法人、国立大学法人、事業団を含む。）、都道府県（企業局、公社を含む。山形県においては山形県建設技術センターを含む。）、市町村（一部事務組合等、公社を含む。）、公立大学法人、学校法人、土地区画整理組合、土地改良区、公益民間企業の発注した工事を対象とする。

（３）「公益民間企業」とは、CORINS 登録の『大分類』で「公益民間企業」に分類され、『中分類』の「その他」を除く機関（電力会社、ガス会社、電信電話会社、ＪＲ、鉄道、石油備蓄会社、その他公益企業第３セクター、（東、中、西）日本高速道路株式会社、旧日本道路公団、（首都、阪神、本州四国連絡橋）高速道路株式会社、ＰＦＩ事業者等）とする。

（４）指定工種工事については、入札公告、入札説明書で示された条件とする。

（５）特定建設共同企業体としての施工実績は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価対象とする。

経常建設共同企業体の場合は、出資比率 12%以上の構成員に限り評価対象とする。

（６）企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の施工実績についても評価対象とする。

（７）建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の中で、施工実績、工事成績評定及び工事顕彰歴に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

＜例＞地域精通企業評価型の場合（３者ＪＶの場合）

構成員	施工実績の評価点	工事成績評定の評価点	工事顕彰歴の評価点	評価点の合計
代表者	０	２	１	３
Ａ	０	０	１	１
Ｂ	２	0.5	０	2.5

評価点の合計が最も高い代表者が、この建設共同企業体の評価対象者となり、施工実績の評価点は「０点」となる。

技術資料作成時の留意事項：

（１）様式総合２の「１　施工実績（指定工種工事）」に記載する。なお、施工実績が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。

（２）簡易Ⅱ型における『地域精通企業評価型』以外による工事発注の場合は、様式総合２の「１施工実績（指定工種工事）」の様式中に「評価対象外」と記載するか、当該項目を削除すること。

（３）施工実績は、指定工種工事に該当する代表的な工事を１件記載すること。

（４）建設共同企業体として入札参加する場合は、運用事項（７）の評価対象者について記載すること。

（５）評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

（１）建設共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

（２）様式総合２の「工事名称等」や「工事概要」を証明するため、次の資料を参考に、必要なものを選択して添付すること。

・CORINS の写し

・工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し

・金抜き設計書（最終のもの）、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の指定工種工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し（指定工種工事条件との合致の確認が可能な部分のみで可）

・その他、「工事名称等」や「工事概要」が具体的に確認できる資料

※なお、CORINS 登録の分類については、以下のホームページにおいて確認することができる。

〇コリンズ・テクリスホームページ（ https://cthp.jacic.or.jp/）

⇒サイトマップ

⇒コリンズ「選択項目詳細」　⇒発注機関コード／発注機関名

※「CORINS の写し」単体で施工実績が確認できる場合は、他の資料を添付する必要は無いものとする。ただし、「CORINS の写し」のみでは、施工実績を確認できない、又は発注者が確認できないと想定される場合は、他の資料を併せて添付すること。なお、発注者は技術資料の審査に際して、不足する資料について改めて入札参加者に提出を求めることはせず、既に提出された資料のみで審査するので注意すること。

（３）工事成績評定

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去５年度における工事成績評定の平均点※１	84 点以上	1	1	2
	81 点以上、84 点未満	0.75	0.75	1.5
	78 点以上、81 点未満	0.5	0.5	1
	75 点以上、78 点未満	0.25	0.25	0.5
	75 点未満又は評定通知無し	0	0	0

評価の視点：

企業が有する過去５年度の工事成績評定点を評価する。

評価に関する運用事項：

（１）「過去５年度」とは、直前５か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡しが完了した山形県県土整備部、農林水産部及びその他部局（警察本部、企業局、病院事業局等）から受注して完成した工事のうち、当該工事の種類が土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事のいずれかの場合は同じ種類の工事に係る全ての工事成績評定点を評価対象とし、それ以外の工事の場合は全ての種類の工事に係る全ての工事成績評定点を評価対象とする。なお、評価対象とする工事の種類については入札公告、入札説明書において示すものとする。

また、年度当初（４～５月）の期間については、直前年度の工事成績評定点の集計が完了していないことから、直前１か年度の前年度までを評価対象とすることができるものとし、入札公告、入札説明書において示すものとする。

（２）（１）に該当する工事成績評定の平均点（小数点以下は切り捨て）を算定し評価する。

なお、（１）に該当する工事成績評定通知の対象となる工事実績が全く無かった者の評価点は「０点」とする。

（３）特定建設共同企業体としての工事成績評定点は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価対象とする。経常建設共同企業体の場合は、出資比率 12%以上の構成員に限り評価対象とする。

（４）企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の工事成績評定についても評価対象とする。

（５）建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の中で、施工実績、工事成績評定及び工事顕彰歴に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

＜例＞標準型の場合

構成員	施工実績の評価点	工事成績評定の評価点	工事顕彰歴の評価点	評価点の合計
代表者	0	0	1	1
A	0.5	0	0	0.5
B	0	0.5	0	0.5

評価点の合計が最も高い代表者が、この建設共同企業体の評価対象者となり、工事成績評定の評価点は「０点」となる。
技術資料作成時の留意事項： （１）様式総合２の「２　工事成績評定」に記載する。なお、工事成績評定が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。 （２）過去５年度の評価対象とする全ての工事成績評定点を記載し、その平均点（小数点以下は切り捨て）を記載すること。 （３）建設共同企業体として入札参加する場合は、運用事項（５）の評価対象者について記載すること。 （４）評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。
記載内容を証明する添付資料 （１）建設共同企業体としての工事成績評定の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

※１：特殊な工事等（特別な技術、発注件数が少ない工事、規模が大きい工事等）については、「過去５年度における同種・類似工事の工事成績評定の最高点」とすることができる。

（４）工事顕彰歴

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去２年度における 山形県優良建設工事顕彰歴の有無	顕彰歴あり	１	１	１
	顕彰歴なし	０	０	０

評価の視点：

過去２年度の山形県優良建設工事等顕彰歴（建設工事）の有無を評価する。

評価に関する運用事項：

（１）「過去２年度」とは、直前２か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内での元請としての山形県優良建設工事等顕彰歴（建設工事）の有無を評価対象とする。

建設関連業務での顕彰歴は、建設会社が受賞した顕彰であっても評価対象としない。

（２）顕彰回数は考慮しない。

（３）特定建設共同企業体としての顕彰歴は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価対象とする。経常建設共同企業体の場合は、出資比率 12%以上の構成員に限り評価対象とする。

（４）企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の顕彰歴についても評価対象とする。

（５）建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の中で、施工実績、工事成績評定及び工事顕彰歴に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

＜例＞標準型の場合

構成員	施工実績の評価点	工事成績評定の評価点	工事顕彰歴の評価点	評価点の合計
代表者	０	０	１	１
Ａ	0.5	０	０	0.5
Ｂ	０	0.5	０	0.5

評価点の合計が最も高い代表者が、この建設共同企業体の評価対象者となり、工事顕彰歴の評価点は「１点」となる。

技術資料作成時の留意事項：

（１）様式総合２の「３　工事顕彰歴」に記載する。なお、顕彰歴が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。

（２）過去２年度の顕彰歴が複数ある場合でも１件のみ記載すること。

（３）建設共同企業体として入札参加する場合は、運用事項（５）の評価対象者について記載すること。

（４）評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

（１）建設共同企業体としての工事顕彰歴の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

（５）ICT、BIM/CIM の活用

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
ICT、BIM/CIM の活用	ICT の全面的な活用	1	1	1
	BIM/CIM の活用	1	1	1
	該当無し	0	0	0

評価の視点：

ICT の全面的な活用又は BIM/CIM の活用を選択する場合に評価する。ただし、項目は複数設定しない。

評価に関する運用事項：

（１）ICT の全面的な活用

ICT 土工、ICT 舗装工又は ICT 舗装工（修繕工）における施工プロセスの各段階において、ICT を全面的に活用する場合に評価する。

（２）BIM/CIM の活用

施工プロセスの各段階において、BIM/CIM モデルを活用する場合に評価する。

なお、「技術提案」等との重複加点はしない。

技術資料作成時の留意事項：

（１）様式総合２の「４　ICT、BIM/CIM の活用」に記載する。

（２）「ICT、BIM/CIM の活用」が評価項目として設定されていない場合は、様式中に「評価対象外」と記載するか、当該項目を削除すること。

記載内容を証明する添付資料

（１）ICT の全面的な活用を実施する場合は、「ICT 活用工事計画書（土工）（別記様式－１）」、「ICT 活用工事計画書（舗装工）（別記様式－2-1）」又は「ICT 活用工事計画書（舗装工（修繕工））（別記様式－2-2）」

２－２　技術者の能力

（１）施工経験（同種・類似工事）

評価項目	評価基準	評価点				
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型		
				通常型	若手・女性技術者評価型	地域精通企業評価型
過去15年間の主任（監理）技術者の施工経験	同種工事の経験あり	1	1	2	－	－
	類似工事の経験あり	0.5	0.5	1	－	－
	経験なし	0	0	0	－	－

評価の視点：

配置予定の主任（監理）技術者が有する過去15年間における同種・類似工事に関する施工経験を評価する。

簡易Ⅱ型の『若手・女性技術者評価型』、『地域精通企業評価型』による工事発注の場合においては評価項目としない。

評価対象技術者について：

（１）工事途中で評価対象技術者が交代することを認める工事（例：工場製作時と現場作業時で配置技術者が異なる工事等）については、入札公告、入札説明書において、どの時点における配置予定技術者を評価対象とするのかを明記すること。この明記が無い場合には、原則として工事着手時点の配置予定技術者を評価対象者とする。

評価に関する運用事項：

（１）「過去15年間」とは、直前15か年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡しが完了した工事を評価対象とする。

（２）国（独立行政法人、国立大学法人、事業団を含む。）、都道府県（企業局、公社を含む。山形県においては山形県建設技術センターを含む。）、市町村（一部事務組合等、公社を含む。）、公立大学法人、学校法人、土地区画整理組合、土地改良区、公益民間企業の発注した工事を対象とする。

（３）「公益民間企業」とは、CORINS登録の『大分類』で「公益民間企業」に分類され、『中分類』の「その他」を除く機関（電力会社、ガス会社、電信電話会社、ＪＲ、鉄道、石油備蓄会社、その他公益企業第３セクター、（東、中、西）日本高速道路株式会社、旧日本道路公団、（首都、阪神、本州四国連絡橋）高速道路株式会社、ＰＦＩ事業者等）とする。

（４）配置予定の主任（監理）技術者は、入札参加資格、仕様書、建設業法等の要件を満たす者とする。

（５）施工経験は、該当工事の全体工期の１／２を超える期間、元請の「監理技術者（特例監理技術者を含む。）」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事したものに限る。ただし、工事中止期間は、全体工期に含めないものとする。なお、工事途中で評価対象技術者が交代することを認める工事（例：工場製作時と現場作業時で配置技術者が異なる工事等）の施工経験は、それぞれの工事期間について１／２を超える期間従事したものを評価対象とする。

（６）同種工事、類似工事については、入札公告、入札説明書で示された条件とする。

（７）技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者を評価対象者とする。

＜例＞標準型の場合（配置予定技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合）

候補者	施工経験の評価点	工事成績評定の評価点	継続教育(CPD)の評価点	若手・女性技術者の評価点	実施証明書の評価点	評価点の合計
①	1	1	1	－	0	3
②	0.5	1	0	－	1	2.5

評価点の合計が最も低い候補者②が評価対象者となり、施工経験の評価点は「0.5 点」となる。

（８）特定建設共同企業体としての施工経験は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価の対象とする。経常建設共同企業体の場合は、出資比率 12%以上の構成員に限り評価対象とする。

（９）建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の配置予定技術者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。なお、一つの構成員が複数の候補者を申請した場合については、その候補者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者をその構成員における評価対象の配置予定技術者とする。

＜例＞標準型の場合（３者ＪＶで、構成員Ａが複数の候補者を申請した場合）

構成員	候補者	施工経験の評価点	工事成績評定の評価点	継続教育(CPD)の評価点	若手・女性技術者の評価点	実施証明書の評価点	評価点の合計
代表者	①	0	0.5	1	－	1	2.5
A	②	1	1	1	－	0	3
	③	0.5	0.5	0	－	1	2
B	④	1	0	0	－	0	1

複数の候補者を申請した構成員Ａの評価対象者は、評価点の合計が最も低い候補者③となり、建設共同企業体としての評価対象者としては、候補者①③④の中で評価点の合計が最も高い候補者①が評価対象者となって、施工経験の評価点は「０点」となる。

(10) 契約後に、配置技術者を変更できるのは、共通特記仕様書に示すとおり、病気、退職などやむを得ない事情に限られる。

技術資料作成時の留意事項：

（１）様式総合３の「１　施工経験（同種・類似工事）」に記載する。なお、施工経験が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。

（２）簡易Ⅱ型における『若手・女性技術者評価型』、『地域精通企業評価型』による工事発注の場合は、様式総合３の「１．施工経験（同種・類似工事）」の様式中に「評価対象外」と記載

するか、当該項目を削除すること。

（３）施工経験は、同種又は類似工事に該当する代表的な工事を１件記載すること。なお、施工経験は現在の勤務先での経験に限定しない。

（４）運用事項（７）により複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者毎に作成すること。

（５）建設共同企業体として入札参加する場合において、運用事項（９）の前段の場合は、評価対象者のみについて記載すること。運用事項（９）の「なお書き」以下の場合は、全ての候補者毎に作成すること。

（６）評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

（１）様式総合３の「法令による資格・免許」を証明する資料の写し

（２）建設共同企業体としての施工経験の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

（３）様式総合３の「施工経験の概要」や「工事概要」を証明するため、次の資料を参考に、必要なものを選択して添付すること。

・CORINS の写し

・工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し

・金抜き設計書（最終のもの）、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の同種・類似工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し（同種・類似工事条件との合致の確認が可能な部分のみで可）

・該当工事に「監理技術者（特例監理技術者を含む。）」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事したことを証明する資料の写し

・その他、「施工経験の概要」や「工事概要」が具体的に確認できる資料

※なお、CORINS 登録の分類については、以下のホームページにおいて確認することができる。

〇コリンズ・テクリスホームページ（https://cthp.jacic.or.jp/）

⇒サイトマップ

⇒コリンズ「選択項目詳細」　⇒発注機関コード／発注機関名

※「CORINS の写し」単体で施工経験が確認できる場合は、他の資料を添付する必要は無いものとする。ただし、「CORINS の写し」のみでは、施工経験を確認できない、又は発注者が確認できないと想定される場合は、他の資料を併せて添付すること。なお、発注者は技術資料の審査に際して、不足する資料について改めて入札参加者に提出を求めることはせず、既に提出された資料のみで審査するので注意すること。

（２）施工経験（指定工種工事）

評価項目	評価基準	評価点				
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型		
				通常型	若手・女性技術者評価型	地域精通企業評価型
過去 15 年間の主任（監理）技術者の施工経験	指定工種工事の経験あり	－	－	－	－	２
	経験なし	－	－	－	－	０

評価の視点：

配置予定の主任（監理）技術者が有する過去 15 年間における指定工種工事に関する施工経験を評価する。

簡易Ⅱ型の『地域精通企業評価型』による工事発注の場合にのみ評価項目とする。

評価対象技術者について：

（１）工事途中で評価対象技術者が交代することを認める工事（例：工場製作時と現場作業時で配置技術者が異なる工事等）については、入札公告、入札説明書において、どの時点における配置予定技術者を評価対象とするのかを明記すること。この明記が無い場合には、原則として工事着手時点の配置予定技術者を評価対象者とする。

評価に関する運用事項：

（１）「過去 15 年間」とは、直前 15 か年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡しが完了した工事を評価対象とする。

（２）国（独立行政法人、国立大学法人、事業団を含む。）、都道府県（企業局、公社を含む。山形県においては山形県建設技術センターを含む。）、市町村（一部事務組合等、公社を含む。）、公立大学法人、学校法人、土地区画整理組合、土地改良区、公益民間企業の発注した工事を対象とする。

（３）「公益民間企業」とは、CORINS 登録の『大分類』で「公益民間企業」に分類され、『中分類』の「その他」を除く機関（電力会社、ガス会社、電信電話会社、ＪＲ、鉄道、石油備蓄会社、その他公益企業第３セクター、（東、中、西）日本高速道路株式会社、旧日本道路公団、（首都、阪神、本州四国連絡橋）高速道路株式会社、ＰＦＩ事業者等）とする。

（４）配置予定の主任（監理）技術者は、入札参加資格、仕様書、建設業法等の要件を満たす者とする。

（５）施工経験は、該当工事の全体工期の１／２を超える期間、元請の「監理技術者（特例監理技術者を含む。）」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事したものに限る。ただし、工事中止期間は、全体工期に含めないものとする。なお、工事途中で評価対象技術者が交代することを認める工事（例：工場製作時と現場作業時で配置技術者が異なる工事等）の施工経験は、それぞれの工事期間について１／２を超える期間従事したものを評価対象とする。

（６）指定工種工事については、入札公告、入札説明書で示された条件とする。

（７）技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)

及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者を評価対象者とする。

＜例＞地域精通企業評価型の場合

（配置予定技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合）

候補者	施工経験の評価点	工事成績評定の評価点	継続教育(CPD)の評価点	若手・女性技術者の評価点	実施証明書の評価点	評価点の合計
①	2	1	1	－	0	4
②	0	1	0	－	1	2

評価点の合計が最も低い候補者②が評価対象者となり、施工経験の評価点は「０点」となる。

（８）特定建設共同企業体としての施工経験は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価の対象とする。経常建設共同企業体の場合は、出資比率 12%以上の構成員に限り評価対象とする。

（９）建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の配置予定技術者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。なお、一つの構成員が複数の候補者を申請した場合については、その候補者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者をその構成員における評価対象の配置予定技術者とする。

＜例＞地域精通企業評価型の場合（３者ＪＶで、構成員Ａが複数の候補者を申請した場合）

構成員	候補者	施工経験の評価点	工事成績評定の評価点	継続教育(CPD)の評価点	若手･女性技術者の評価点	実施証明書の評価点	評価点の合計
代表者	①	0	0.5	1	－	1	2.5
A	②	2	1	1	－	0	4
	③	0	0.5	0	－	1	1.5
B	④	1	0	0	－	0	1

複数の候補者を申請した構成員Ａの評価対象者は、評価点の合計が最も低い候補者③となり、建設共同企業体としての評価対象者としては、候補者①③④の中で評価点の合計が最も高い候補者①が評価対象者となって、施工経験の評価点は「０点」となる。

(10) 契約後に、配置技術者を変更できるのは、共通特記仕様書に示すとおり、病気、退職などやむを得ない事情に限られる。

技術資料作成時の留意事項：

（１）様式総合３の「１　施工経験（指定工種工事)」に記載する。なお、施工経験が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。

（２）簡易Ⅱ型における『地域精通企業評価型』以外による工事発注の場合は、様式総合３の「１．施工経験（指定工種工事)」の様式中に「評価対象外」と記載するか、当該項目を削除すること。

（３）施工経験は、指定工種工事に該当する代表的な工事を１件記載すること。なお、施工経験は現在の勤務先での経験に限定しない。
（４）運用事項（７）により複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者毎に作成すること。
（５）建設共同企業体として入札参加する場合において、運用事項（９）の前段の場合は、評価対象者のみについて記載すること。運用事項（９）の「なお書き」以下の場合は、全ての候補者毎に作成すること。
（６）評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

（１）様式総合３の「法令による資格・免許」を証明する資料の写し
（２）建設共同企業体としての施工経験の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し
（３）様式総合３の「施工経験の概要」や「工事概要」を証明するため、次の資料を参考に、必要なものを選択して添付すること。
・CORINS の写し
・工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し
・金抜き設計書（最終のもの）、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の同種・類似工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し（指定工種工事条件との合致の確認が可能な部分のみで可）
・該当工事に「監理技術者（特例監理技術者を含む。）」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事したことを証明する資料の写し
・その他、「施工経験の概要」や「工事概要」が具体的に確認できる資料

※なお、CORINS 登録の分類については、以下のホームページにおいて確認することができる。
〇コリンズ・テクリスホームページ（https://cthp.jacic.or.jp/）
⇒サイトマップ
⇒コリンズ「選択項目詳細」　⇒発注機関コード／発注機関名

※「CORINS の写し」単体で施工経験が確認できる場合は、他の資料を添付する必要は無いものとする。ただし、「CORINS の写し」のみでは、施工経験を確認できない、又は発注者が確認できないと想定される場合は、他の資料を併せて添付すること。なお、発注者は技術資料の審査に際して、不足する資料について改めて入札参加者に提出を求めることはせず、既に提出された資料のみで審査するので注意すること。

（３）工事成績評定

評価項目	評価基準	評価点				
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型		
				通常型	若手・女性技術者評価型	地域精通企業評価型
過去５年度における工事成績評定の平均点　※１	84 点以上	1	1	2	2	2
	81 点以上、84 点未満	0.75	0.75	1.5	1.5	1.5
	78 点以上、81 点未満	0.5	0.5	1	1	1
	75 点以上、78 点未満	0.25	0.25	0.5	0.5	0.5
	75 点未満又は評定通知無し	0	0	0	0	0

評価の視点：

配置予定の主任（監理）技術者が有する過去５年度の工事成績評定点を評価する。

評価対象技術者について：

（１）工事途中で評価対象技術者が交代することを認める工事（例：工場製作時と現場作業時で配置技術者が異なる工事等）については、入札公告、入札説明書において、どの時点における配置予定技術者を評価対象とするのかを明記すること。この明記が無い場合には、原則として工事着手時点の配置予定技術者を評価対象者とする。

評価に関する運用事項：

（１）「過去５年度」とは、直前５か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡しが完了した山形県県土整備部、農林水産部及びその他部局（警察本部、企業局、病院事業局等）から受注して完成した工事に「監理技術者（特例監理技術者を含む）」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事した工事のうち、当該工事の種類が土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事のいずれかの場合は同じ種類の工事に係る全ての工事成績評定点を評価対象とし、それ以外の工事の場合は全ての種類の工事に係る工事成績評定点を評価対象とする。なお、評価対象とする工事の種類については入札公告、入札説明書において示すものとする。

また、年度当初（４～５月）の期間については、直前年度の工事成績評定点の集計が完了していないことから、直前１か年度の前年度までを評価対象とすることができるものとし、入札公告、入札説明書において示すものとする。

（２）（１）に該当する工事成績評定の平均点（小数点以下は切り捨て）を算定し評価する。

なお、（１）に該当する工事成績評定通知の対象となる工事実績が全く無かった者の評価点は「０点」とする。

（３）同一工事の途中で技術者を変更した工事については、最終の技術者を評価対象とする。

（４）技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者を評価対象者とする。

＜例＞標準型の場合（配置予定技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合）

候補者	施工経験の評価点	工事成績評定の評価点	継続教育(CPD)の評価点	若手・女性技術者の評価点	実施証明書の評価点	評価点の合計
①	1	1	1	―	0	3
②	0.5	1	0	―	1	2.5

評価点の合計が最も低い候補者②が評価対象者となり、工事成績評定の評価点は「１点」となる。

（５）特定建設共同企業体としての工事成績評定点は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価の対象とする。経常建設共同企業体の場合は、出資比率 12%以上の構成員に限り評価対象とする。

（６）建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の配置予定技術者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。なお、一つの構成員が複数の候補者を申請した場合については、その候補者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者をその構成員における評価対象の配置予定技術者とする。

＜例＞標準型の場合（３者ＪＶで、構成員Ａが複数の候補者を申請した場合）

構成員	候補者	施工経験の評価点	工事成績評定の評価点	継続教育(CPD)の評価点	若手・女性技術者の評価点	実施証明書の評価点	評価点の合計
代表者	①	0	0.5	1	―	1	2.5
A	②	1	1	1	―	0	3
	③	0.5	0.5	0	―	1	2
B	④	1	0	0	―	0	1

複数の候補者を申請した構成員Ａの評価対象者は、評価点の合計が最も低い候補者③となり、建設共同企業体としての評価対象者としては、候補者①③④の中で評価点の合計が最も高い候補者①が評価対象者となって、工事成績評定の評価点は「0.5 点」となる。

技術資料作成時の留意事項：

（１）様式総合３の「２　工事成績評定」に記載する。なお、工事成績評定が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。

（２）過去５年度の評価対象とする全ての工事成績評定点を記載し、その平均点（小数点以下は切り捨て）を記載すること。なお、工事成績は現在の勤務先での成績に限定しない。

（３）運用事項（３）により複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者毎に作成すること。

（４）建設共同企業体として入札参加する場合において、運用事項（６）の前段の場合は、評価対象者のみについて記載すること。運用事項（６）の「なお書き」以下の場合は、全ての候補者毎に作成すること。

（５）評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料 （１）建設共同企業体としての工事成績評定の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

※１：特殊な工事等（特別な技術、発注件数が少ない工事、規模が大きい工事等）については、「過去５年度における同種・類似工事の工事成績評定の最高点」とすることができる。

（４）継続教育(CPD)

評価項目	評価基準	評価点				
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型		
				通常型	若手・女性技術者評価型	地域精通企業評価型
過去２年度における継続教育(CPD)の単位取得状況	各団体が推奨する単位数に相当する数以上	1	1	1	1	1
	各団体が推奨する単位数に相当する数の２分の１以上、当該相当する数未満	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	各団体が推奨する単位数に相当する数の２分の１未満又は単位なし	0	0	0	0	0

評価の視点：

配置予定の主任（監理）技術者の過去２年度における継続教育(CPD)の取組を評価する。

評価対象技術者について：

（１）工事途中で評価対象技術者が交代することを認める工事（例：工場製作時と現場作業時で配置技術者が異なる工事等）については、入札公告、入札説明書において、どの時点における配置予定技術者を評価対象とするのかを明記すること。この明記が無い場合には、原則として工事着手時点の配置予定技術者を評価対象者とする。

評価に関する運用事項：

（１）「過去２年度」とは、直前２か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内での継続教育(CPD)の単位取得状況を評価の対象とする。

なお、年度当初（４～５月）の期間については、前年度分の各団体が公式に発行する単位取得状況を証明する資料（証明書）の発行が間に合わない場合があることから、当該工事の発注年度の前々年度及びその前の年度の２か年度を評価対象期間とできるものとし、入札公告、入札説明書において示すものとする。

（２）次表に示す団体が発行するCPD単位を評価対象とする。

（３）各団体が推奨する単位数に相当する数は次表のとおりとし、年度途中等に各団体が推奨する単位数が変更された場合でも、次表により評価するものとする。

（４）次表の団体のうち、いずれか一つの団体が発行するCPD単位の証明資料を評価対象とする。

（複数の団体が発行した証明資料の単位を合計した単位は不可とする。）

継続教育（CPD）団体名		推奨する単位数に相当する数（過去２年度の合計）	各団体が推奨する単位数に相当する数の２分の１（過去２年度の合計）
	（公社）空気調和・衛生工学会	１００ポイント／２年	５０ポイント／２年
	（一財）建設業振興基金	２４単位／２年	１２単位／２年

建設系ＣＰＤ協議会	（一社）建設コンサルタンツ協会	１００単位／２年	５０単位／２年
	（一社）交通工学研究会	１００単位／２年	５０単位／２年
	（公社）地盤工学会	１００単位／２年	５０単位／２年
	(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	４０ＣＰＤ時間／２年	２０ＣＰＤ時間／２年
	（公社）全国上下水道コンサルタント協会	１００単位／２年	５０単位／２年
	（一社）全国測量設計業協会連合会	４０ポイント／２年	２０ポイント／２年
	（一社）全国土木施工管理技士会連合会	４０ユニット／２年	２０ユニット／２年
	（一社）全日本建設技術協会	５０単位／２年	２５単位／２年
	土質・地質技術者生涯学習協議会	１００単位／２年	５０単位／２年
	（公社）土木学会	１００単位／２年	５０単位／２年
	（一社）日本環境アセスメント協会	１００単位／２年	５０単位／２年
	（公社）日本技術士会	１００ＣＰＤ時間／２年	５０ＣＰＤ時間／２年
	（公社）日本建築士会連合会	２４単位／２年	１２単位／２年
	（公社）日本造園学会	１００単位／２年	５０単位／２年
	（公社）日本都市計画学会	１００単位／２年	５０単位／２年
	（公社）農業農村工学会	１００単位／２年	５０単位／２年
建築ＣＰＤ運営会議		２４認定時間／２年	１２認定時間／２年
（公社）日本建築家協会		２４単位／２年	１２単位／２年
測量系ＣＰＤ協議会		４０ポイント／２年	２０ポイント／２年
（一社）日本補償コンサルタント協会		６０ポイント／２年	３０ポイント／２年

（５）技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者を評価対象者とする。

＜例＞標準型の場合（配置予定技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合）

候補者	施工経験の評価点	工事成績評定の評価点	継続教育(CPD)の評価点	若手・女性技術者の評価点	実施証明書の評価点	評価点の合計
①	1	1	1	―	0	3
②	0.5	1	0	―	1	2.5

評価点の合計が最も低い候補者②が評価対象者となり、継続教育(CPD)の評価点は「０点」となる。

（６）特定建設共同企業体としての継続教育(CPD)は、出資比率20%以上の構成員に限り評価の対象とする。経常建設共同企業体の場合は、出資比率12%以上の構成員に限り評価対象とする。

（７）建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の配置予定技術者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。なお、一つの構成員が複数の候補者を申請した場合については、その候補者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者をその構成員における評価対象の配置予定技術者とする。

＜例＞標準型の場合（３者ＪＶで、構成員Ａが複数の候補者を申請した場合）

構成員	候補者	施工経験の評価点	工事成績評定の評価点	継続教育(CPD)の評価点	若手・女性技術者の評価点	実施証明書の評価点	評価点の合計
代表者	①	0	0.5	1	－	1	2.5
A	②	1	1	1	－	0	3
	③	0.5	0.5	0	－	1	2
B	④	1	0	0	－	0	1

複数の候補者を申請した構成員Ａの評価対象者は、評価点の合計が最も低い候補者③となり、建設共同企業体としての評価対象者としては、候補者①③④の中で評価点の合計が最も高い候補者①が評価対象者となって、継続教育(CPD)の評価点は「１点」となる。

技術資料作成時の留意事項：

（１）様式総合３の「３　継続教育(CPD)」に記載する。なお、証明できる取得単位が無い場合は様式中に「該当無し」と記載すること。

（２）評価対象となる証明書が複数ある場合は、その中から評価点が最も高い１件を記載すること。なお、継続教育(CPD)は現在の勤務先での取得に限定しない。

（３）運用事項（７）により複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者毎に作成すること。

（４）建設共同企業体として入札参加する場合において、運用事項（９）の前段の場合は、評価対象者のみについて記載すること。運用事項（９）の「なお書き」以下の場合は、全ての候補者毎に作成すること。

（５）評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

（１）評価対象となる各継続教育(CPD)団体が公式に発行する単位取得状況を証明する資料（証明書）の写し（Web画面を印刷したものは不可。）

（２）推奨単位や必要単位について定めが無い団体が発行する単位取得状況を証明する資料（証

明書）は無効とする。

（３）単位取得状況を証明する資料（証明書）において、「過去２年度」に取得した単位数（内訳）が判別できない資料は無効とする。

◆証明資料の例（有効・無効の例）

＜例１＞　直前３か年度分の合計取得単位のみが記載された証明書

⇒　直前２か年度分の内訳が判別できないため無効

＜例２＞　直前３か年度分の所得単位の証明書であるが単位取得年月日が分かるもの

⇒　直前２か年度分の単位を抜き出して判別することができるため有効

＜例３＞　直前１か年度分の取得単位の証明書　⇒　有効

◆入札参加希望者の方へ

技術資料提出時点までに、各団体が公式に発行する単位取得状況を証明する資料（証明書）の添付ができない（間に合わない）場合には、本評価項目の評価点は「０点」となりますのでご注意ください。

（５）若手・女性技術者の配置

評価項目	評価基準	評価点				
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型		
				通常型	若手・女性技術者評価型	地域精通企業評価型
若手・女性技術者の配置	主任（監理）技術者が女性又は35歳未満の男性	－	－	－	2	－
	主任（監理）技術者が35歳以上40歳未満の男性	－	－	－	1	－
	主任（監理）技術者が40歳以上の男性	－	－	－	0	－

評価の視点：

配置予定主任（監理）技術者の技術資料提出時点における年齢又は女性を評価する。

『簡易Ⅱ型』の「若手・女性技術者評価型」による工事発注の場合のみ評価する項目とする。

評価対象技術者について：

（１）若手技術者とは、40歳未満の技術者とする。

（２）女性技術者の場合は、年齢を問わない。

（３）工事途中で評価対象技術者が交代することを認める工事（例：工場製作時と現場作業時で配置技術者が異なる工事等）については、入札公告、入札説明書において、どの時点における配置予定技術者を評価対象とするのかを明記すること。この明記が無い場合には、原則として工事着手時点の配置予定技術者を評価対象者とする。

評価に関する運用事項：

（１）年齢は技術資料提出時点における満年齢で評価する。

（２）技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、工事成績評定、継続教育(CPD)、若手・女性技術者の配置及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者を評価対象者とする。

＜例＞簡易Ⅱ型の「若手・女性技術者評価型」の場合

（配置予定技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合）

候補者	施工経験の評価点	工事成績評定の評価点	継続教育(CPD)の評価点	若手・女性技術者の評価点	実施証明書の評価点	評価点の合計
①	－	1	1	2	1	5
②	－	1	1	1	0	3

評価点の合計が最も低い候補者②が評価対象者となり、若手・女性技術者の評価点は「１点」

となる。

（３）特定建設共同企業体としての若手・女性技術者は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価の対象とする。経常建設共同企業体の場合は、出資比率 12%以上の構成員に限り評価対象とする。

（４）建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の配置予定技術者の中で、工事成績評定、継続教育(CPD)、若手・女性技術者の配置及び実施証明書に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。なお、一つの構成員が複数の候補者を申請した場合については、その候補者の中で、工事成績評定、継続教育(CPD)、若手・女性技術者の配置及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者をその構成員における評価対象の配置予定技術者とする。

＜例＞簡易Ⅱ型の「若手・女性技術者評価型」の場合

（３者ＪＶで、構成員Ａが複数の候補者を申請した場合）

構成員	候補者	施工経験の評価点	工事成績評定の評価点	継続教育(CPD)の評価点	若手・女性技術者の評価点	実施証明書の評価点	評価点の合計
代表者	①	－	0.5	1	2	1	4.5
A	②	－	1	1	1	0	3
	③	－	0.5	0	0	1	1.5
B	④	－	0	0	1	0	1

複数の候補者を申請した構成員Ａの評価対象者は、評価点の合計が最も低い候補者③となり、建設共同企業体としての評価対象者としては、候補者①③④の中で評価点の合計が最も高い候補者①が評価対象者となって、若手・女性技術者の配置の評価点は「２点」となる。

技術資料作成時の留意事項：

（１）様式総合３の「４　若手・女性技術者の配置」に記載する。

（２）簡易Ⅱ型における『若手・女性技術者評価型』以外による工事発注の場合は、様式総合３の「４　若手・女性技術者の配置」の様式中に「評価対象外」と記載するか、当該項目を削除すること。

（３）運用事項（２）により複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者毎に作成すること。

（４）評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

免許証、パスポート、健康保険被保険者証等の生年月日や性別が記載された身分証明書の写し、又は、生年月日が記載された監理技術者資格者証、監理技術者講習終了証の写し

（６）ICT 活用工事又は週休２日確保工事の実施証明書の有無

評価項目	評価基準	評価点				
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型		
				通常型	若手・女性技術者評価型	地域精通企業評価型
ICT 活用工事又は週休２日確保工事の実施証明書の有無	実施証明書を有している。	1	1	1	1	1
	実施証明書を有していない。	0	0	0	0	0

評価の視点：

配置予定主任（監理）技術者が有している「ICT 活用工事実施証明書」又は「週休２日確保工事実施証明書」を評価する。

「ICT 活用工事実施証明書」は、ICT 活用工事の発注形式が「発注者指定型」及び「施工者希望Ⅰ型」である場合にのみ評価項目に追加する。

評価対象技術者について

（１）工事途中で評価対象技術者が交代することを認める工事（例：工場製作時と現場作業時で配置技術者が異なる工事等）については、入札公告、入札説明書において、どの時点における配置予定技術者を評価対象とするのかを明記すること。この明記が無い場合には、原則として工事着手時点の配置予定技術者を評価対象者とする。

評価に関する運用事項：

（１）実施証明書は、当該工事の入札公告日が有効期間内であるものを評価の対象とする。

（２）ICT 活用工事で発注形式が「発注者指定型」又は「施工者希望Ⅰ型」の場合、「ICT 活用工事実施証明書」又は「週休２日確保工事実施証明書」のどちらかを有していれば、評価するものとする。

（３）技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者を評価対象者とする。

＜例＞標準型の場合（配置予定技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合）

候補者	施工経験の評価点	工事成績評定の評価点	継続教育(CPD)の評価点	若手・女性技術者の評価点	実施証明書の評価点	評価点の合計
①	1	1	1	―	0	3
②	0.5	1	0	―	1	2.5

評価点の合計が最も低い候補者②が評価対象者となり、実施証明書の評価点は「１点」

となる。

（４）特定建設共同企業体としての実施証明書は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価の対象とする。経常建設共同企業体の場合は、出資比率 12%以上の構成員に限り評価対象とする。

（５）建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の配置予定技術者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。なお、一つの構成員が複数の候補者を申請した場合については、その候補者の中で、施工経験、工事成績評定、継続教育(CPD)及び実施証明書に関する評価点の合計が最も低い者をその構成員における評価対象の配置予定技術者とする。

＜例＞標準型の場合（３者ＪＶで、構成員Ａが複数の候補者を申請した場合）

構成員	候補者	施工経験の評価点	工事成績評定の評価点	継続教育(CPD)の評価点	若手・女性技術者の評価点	実施証明書の評価点	評価点の合計
代表者	①	0	0.5	1	―	1	2.5
A	②	1	1	1	―	0	3
	③	0.5	0.5	0	―	1	2
B	④	1	0	0	―	0	1

複数の候補者を申請した構成員Ａの評価対象者は、評価点の合計が最も低い候補者③となり、建設共同企業体としての評価対象者としては、候補者①③④の中で評価点の合計が最も高い候補者①が評価対象者となって、実施証明書の評価点は「１点」となる。

技術資料作成時の留意事項：

（１）様式総合３の「５　ICT 活用工事又は週休２日確保工事の実施証明書の有無」に記載する。なお、実施証明書を有していない場合は様式中に「該当無し」と記載すること。

（２）運用事項（３）により複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者毎に作成すること。

（３）評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

山形県県土整備部（県土整備部所管出先機関及び各総合支庁建設部を含む。）が発行した「ICT 活用工事実施証明書」又は「週休２日確保工事実施証明書」の写し

２－３　地域貢献度

（１）災害協定等の締結

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
災害協定等の締結の有無	県土木部災害協定を締結している。	２	２	２
	県土木部災害協定以外の山形県との災害協定等を締結している。	１	１	１
	災害協定等を締結していない。	０	０	０

評価の視点：

企業の災害協定等の締結の有無を評価する。

評価に関する運用事項：

（１）「災害協定等の締結」とは、総合評価本来の目的である品質確保や円滑な工事実施に結びつくような、自然的・社会的条件の熟知に繋がる活動として、企業の社会性等を向上させる様々な取組の中で、「社会資本の維持管理」や「防災」等に関連する災害協定等の締結をいう。

①「県土木部災害協定」とは、山形県と（一社）山形県建設業協会が締結した「災害時における山形県土木部所管の河川、道路、住宅等の災害応急対策に関する協定」をいう。）

②「県土木部災害協定以外の山形県との災害協定等」とは、「県土木部災害協定」以外に山形県と建設会社とが締結している、又は建設会社が構成する団体とが締結している災害協定や覚書をいう。

（２）技術資料提出時点において締結されている災害協定等を評価対象とする。

（３）災害協定等を団体が締結している場合、技術資料提出時点において入札参加者が当該団体の構成員となっているものを評価対象とする。

（４）建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の中で当該項目の評価点が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

技術資料作成時の留意事項：

（１）様式総合４「１　災害協定等の締結」に記載する。なお、該当無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。

（２）複数該当する場合は、その中から評価点が最も高い１件を記載すること。

（３）評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料：

（１）必要な添付資料を次表に示す。

評価基準	添付資料
県土木部災害協定を締結している。	必要なし
県土木部災害協定以外の山形県との災害協定等を締結している。	・災害協定や覚書の写し（表紙だけでなく、協定の内容部分、協定締結者の押印部分等を含む全文） ・災害協定等の締結者が団体等の場合、入札参加者が構成員であることの証明が判断できる資料又は構成員であることを証明する資料
締結していない。	必要なし

災害協定や覚書の写しの全文の添付を求めている場合、全文の添付が無いものは、評価点が「０点」となる場合がある。県と締結した協定や覚書であっても、必ず全文を添付すること。全文の添付が無い場合に、発注者がその協定や覚書を取り寄せて評価することはなく、添付された資料のみで判断する。

■「県土木部災害協定」

所管部局	協定の名称	締結日	締結者	
			県側	相手方
県土	災害時における山形県土木部所管の河川、道路、住宅等の災害応急対策に関する協定	H8.12.6	知事	(一社)山形県建設業協会

■＜参考＞「県土木部災害協定以外の山形県との災害協定等」の例

所管部局	協定の名称	締結日	締結者	
			県側	相手方
環エネ	災害時における非常用水等の確保に関する協定	H24.3.30	知事	山形県さく井技術協会
環エネ	災害時における電気設備等の応急対策に関する協定	H23.1.31	知事	山形県電気工事工業組合
環エネ	災害時における清掃及び消毒等環境衛生に係る応急対策業務に関する協定	H22.3.31	知事	県ビルメンテナンス協同組合
環エネ	災害時の協力に関する協定書	H19.3.22	知事	東北電力(株)山形支店
環エネ	技術職OBによる災害支援に関する協定	H25.7.25	知事	(公財)山形県建設技術センター
環エネ	災害一般廃棄物の収集運搬に係る協定書	H18.3.29	知事	山形県環境整備事業共同組合
環エネ	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	H19.2.22	知事	(一社)山形県産業廃棄物協会
環エネ	地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定	H23.11.1	知事	(一社)山形県解体工事業協会
環エネ	災害時おける廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に関する協定書	H27.6.29	知事	(公社)山形県水質保全協会
農林	山形県農林水産部所管の農地地すべり防止区域及び県管理農業用水利施設等に対する緊急応急工事に関する協定	H22.4.1	知事	(一社)山形県土地改良建設協会
農林	山形県所管の治山施設等及び県管理林道施設に対する緊急応急工事に関する協定	H27.1.30	知事	山形県森林土木建設業協会
農林	家畜伝染病における緊急対策業務に関する協定	H20.12.19	知事	(一社)山形県警備業協会
農林	家畜伝染病における緊急対策業務に関する協定	H23.3.18	知事	(一社)山形県建設業協会
県土	災害時における応急対策業務に関する協定書	H26.3.28	県土部長 各建設部長	(一社)山形県測量設計業協会会長 (一社)日本補償コンサルタント協会東北支部山形県部会会長 山形県建設コンサルタント協会会長 山形県地質土壌調査業協会会長
県土	大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定	H28.3.22	部長	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会東北支部
県土	大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定	H28.3.22	部長	(一社)日本橋梁建設協会
県土	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	H28.10.20	部長	(一社)建設コンサルタンツ協会東北支部
県土	災害時における応急対策業務に関する協定	H19.2.19	知事	(社)日本土木工業協会東北支部
県土	災害時における復旧支援業務に関する協定	H26.7.18	知事	(公社)日本下水道管路管理業協会
県土	災害時における復旧支援業務に関する協定	H27.7.28	部長	(株)明電舎東北支店
県土	災害時における復旧支援業務に関する協定	H27.7.28	部長	メタウォーター(株)東北営業部
県土	災害時における復旧支援業務に関する協定	H27.7.28	部長	(株)東芝東北支社
県土	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	H8.5.1	知事	(一社)プレハブ建築協会
県土	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書	H29.9.1	知事	(一社)全国木造建設事業協会
県土	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書	H30.12.3	知事	(一社)日本木造住宅産業協会
県土	被災建築物応急危険度判定業務に関する協定書	H10.4.8	知事	(一社)山形県建築士会
県土	酒田港高砂ふ頭荷役機械故障時における代替荷役作業に関する協定	H24.1.30	知事	山形県港湾空港建設協会
企業局	災害時における山形県企業局所管の広域水道及び工業用水道の災害応急対策に関する協定	H16.4.1	企業管理者	(一社)山形県建設業協会

※「県土木部災害協定以外の山形県との災害協定等」については、評価の対象となる協定の例を示したものであり、上表の協定以外でも評価の対象となる場合があります。

（２）ボランティア等の実績

評価項目	評価対象	評価基準	評価点		
			標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去２年度における活動実績の有無	山形県 ふるさとの川 愛護活動支援事業	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。	1	1	1
		活動の実績を有していない。	0	0	0
	ふれあいの道路 愛護事業	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。	1	1	1
		活動の実績を有していない。	0	0	0
	総合支庁独自 ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。	1	1	1
		活動の実績を有していない。	0	0	0
	除排雪 ボランティア	工事施工箇所が含まれている地域において、活動の実績を有している。	2	2	2
		工事施工箇所が含まれている地域以外の地域において、活動の実績を有している。	1	1	1
		活動の実績を有していない。	0	0	0
	消防団 協力事業所	消防団協力事業所の認定を受けている。	1	1	1
		消防団協力事業所の認定を受けていない。	0	0	0

評価の視点：

過去２年度における企業のボランティア等の実績の有無を評価する。

評価に関する運用事項：

（１）「過去２年度」とは、直前２か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内でのボランティア等の実績を評価対象とする。

（２）「ボランティア等の実績」とは、総合評価本来の目的である品質確保や円滑な工事実施に結びつくような当該地域の自然的・社会的条件の熟知に繋がる活動として、企業の社会性等を向上させる様々な取組の中で「社会資本の維持管理」等に関連する企業としての活動をいう。なお、評価対象活動は以下のとおりとし、複数ある場合は、その中から入札参加者が１件を選定して申請する。

①「山形県ふるさとの川愛護活動支援事業」における河川愛護活動団体又は河川愛護活動支援企業としての活動。ただし、複数企業や業界団体等で活動団体を構成している場合において、当該団体に所属する入札参加企業以外の企業のみが活動していた場合は評価対象としない。

②「ふれあいの道路愛護事業」における参加団体としての活動。ただし、複数企業や業界団体等で参加団体を構成している場合に、当該団体に所属する入札参加企業以外の企業のみが活動していた場合は評価対象としない。

③ 県総合支庁建設部及び県土整備部所管出先機関（以下「建設部等」という。）が独自で、又は建設部等と他部局との連携により実施している地域貢献活動に該当するボランティア事業における参加団体としての活動。

④ 市町村や社会福祉協議会等のボランティアに応募して、又はこれらから紹介等を受けて実施した除雪弱者宅等の除排雪ボランティアの活動。なお、従業員の個人的な活動ではなく企業活動の一環として組織的に実施したもので、かつ、請負契約や注文等に基づく活動ではなく自主的な非営利活動であること。

⑤消防団協力事業所の認定。

（３）「工事施工箇所が含まれている地域」とは、総合支庁本庁舎、地域振興局がそれぞれ所管する７つの地域（東南村山、西村山、北村山、最上、東南置賜、西置賜、庄内）を単位とする。

（４）（２）⑤の「消防団協力事業所」とは、消防団協力事業所表示制度により、表示証を消防庁又は山形県内の市町村等より交付を受けている事業所をいう。ただし、技術資料提出時点でその認定が有効（有効期間（原則交付日から２年間）に注意）であること。

（５）企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の地域貢献活動についても評価対象とする。

（６）建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の中で当該項目の評価点が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

（７）前記内容による詳細な評価点区分を次表に示す。

ボランティア等	活動実績等の有無	工事施工箇所が含まれている地域（７つの地域単位）	県　内（左欄を除く）
山形県ふるさとの川愛護活動支援事業	活動有り	2	1
	活動無し	0	0
ふれあいの道路愛護事業	活動有り	2	1
	活動無し	0	0
総合支庁独自ボランティア	活動有り	2	1
	活動無し	0	0
除排雪ボランティア	活動有り	2	1
	活動無し	0	0
消防団協力事業所	認定有り	1	1
	認定無し	0	0

技術資料作成時の留意事項：

（１）様式総合４「２　ボランティア等の実績」に記載する。なお、該当する活動等が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。

（２）①～④の活動及び⑤の認定に複数該当する場合は、その中から評価点が最も高い１件を記載すること。

（３）河川愛護活動支援企業としての活動の場合は、支援する登録団体名のほか、支援登録企業名を（　）内に併記すること。

（４）評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料：

必要な添付資料を下表に示す。

ボランティア等	活動実績等の有無	添付資料
①山形県 ふるさとの川 愛護活動支援事業	活動実績有り	実績報告書（令和２年度の実績は様式 23 又は様式 24、令和３年度以降の実績は様式 21 又は様式 22、活動状況写真は添付不要）の写し （注１）複数企業で活動団体を構成している場合には、実績報告書に必ず企業名と企業ごとの参加人数を記載すること。 （注２）単独企業の活動団体であるが、実績報告書では活動団体名から企業名が判断できない場合、判断可能な任意の証明資料
②ふれあいの道路 愛護事業	活動実績有り	活動報告書（様式５－２、活動状況写真は添付不要）の写し （注）複数企業で活動団体を構成している場合には、活動報告書に必ず企業名と企業ごとの参加人数を記載すること。
③総合支庁独自 ボランティア	活動実績有り	協定書や依頼文書等の写し及び活動証明書（様式は任意とするが活動企業名、活動場所、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、総合支庁建設部の担当者等から証明を受けたもの）の写し
④除排雪 ボランティア	活動実績有り	登録証や紹介文書等の写し及び活動証明書（様式は任意とするが活動企業名、活動場所、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、関係機関の担当者等から証明を受けたもの）の写し
⑤消防団 協力事業所	認定有り	消防団協力事業所表示証の写し及び交付年月日が分かる通知等の写し なお、通知等の写しのみで協力事業所表示証の交付であること、交付する企業名、交付年月日及び有効期間が確認できる場合は、表示証の写しを省略することができる。

（３）インターンシップ、職場体験学習等の受入実績

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去２年度におけるインターンシップ、職場体験学習等の受入実績	インターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績を有している。	1	1	1
	受入れの実績を有していない。	0	0	0

評価の視点：

過去２年度における企業のインターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績を評価する。

評価に関する運用事項：

（１）「過去２年度」とは、直前２か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内でのインターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績を評価対象とする。

（２）「インターンシップ、職場体験学習等の受入れの実績」とは、総合評価本来の目的である公共工事の品質確保に結びつくような、当該地域の担い手の中長期的な育成及び確保に資する活動として、企業の社会性等を向上させる様々な取組の中で、「インターンシップ」や「職場体験学習」等に関連する企業の活動をいう。なお、評価する活動は以下のとおりとする。

実施内容：インターンシップ、職場体験学習、現場実習その他これらに類するもの
（現場での実習や体験を伴わない現場見学会等及び一般事務に関するものについては、評価対象外とする。）

受入地：県内

受入企業：県内に本店のある企業

対象とする学校等：中学校、義務教育学校（７年生以上とする。）、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学（大学院を含む。）専修学校、各種学校、その他大学校の名称を有する教育訓練施設等

受入地にかかる工事の発注機関：官民を問わない。

（３）受入期間や人数に規定を設けていないため、学生一人を一日でも受け入れた場合、評価対象とする。

（４）不特定多数の学生に対して行う（１クラスや１学年の学生を対象に行う）現場学習会等は、現場での体験を実施していても「インターンシップ等」の活動として認めないものとする。

（５）本評価項目で求める「インターンシップ等」とは、一人から複数名の学生が職場に訪れ、働くことを通じて職業や仕事の実際について体験したり実際に働く方たちと接することを想定しており、これに合致しないものは評価対象とならないため注意すること。

（６）企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の地域貢献活動についても評価対象とする。

（７）建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の中で当該項目の評価点が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

技術資料作成時の留意事項：

（１）様式総合４「３　インターンシップ、職場体験学習等の受入実績」に記載する。なお、該当する実績が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。

（２）評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

（１）以下に示す資料①と②を両方添付すること。

	受入実績が確認できるもの	備考
資料①	受入れ実績証明書（別記様式－３）（学校長等印の押印があるもの） 又は 学校からの依頼文と御礼状	依頼文と御礼状は両方セットで添付すること
	現場での体験・実習内容が確認できるもの	**備考**
資料②	例： ・受入企業が作成した業務日報等 ・学生の体験作文・レポート等 ・現場での代表的な状況写真（２枚以上） ・新聞記事	左の例を参考に複数種類添付すること

※１　資料①の「学校からの依頼文と御礼状」は、どちらも学校長等印の押印があるものを原則とするが、学校の事務処理上、公印を省略する場合もあることから、証明資料としての判定は次表のとおりとする。

凡例：○：押印あり、×：押印なし

	依頼文と御礼状による証明		証明資料としての判定
	依頼文	御礼状	
ケース１	○	○	適
ケース２	○	×	不適
ケース３	×	○	適
ケース４	×	×	不適

※２　学校長等の押印を求める証明資料であるが、押印された証明資料を添付されていない場合、本評価項目は「０点」となるので注意すること。

※３　「学校長等」とは、学部長や学科長などの学生が在籍する学部等の責任者を含み、私印（個人印）は認めないものとする。

（４）災害復旧工事の受注の実績

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去２年度における災害復旧工事の受注の実績	災害復旧工事の受注実績を有し、その件数の合計が２件以上	1	1	1
	災害復旧工事の受注実績を有し、その件数が１件	0.5	0.5	0.5
	受注の実績を有していない。	0	0	0

評価の視点：

過去２年度における企業の災害復旧工事の受注の実績を評価する。

評価に関する運用事項：

（１）「過去２年度」とは、直前２か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡しが完了した工事を評価対象とする。

なお、年度当初（４～５月）の期間については、直前年度の工事実績の集計が完了していないことから、直前１か年度の前年度までを評価対象とすることができるものとし、入札公告、入札説明書において示すものとする。

（２）「災害復旧工事の受注の実績」とは、総合評価本来の目的である品質確保や円滑な工事実施に結びつくような、自然的・社会的条件の熟知に繋がる活動として、企業の社会性を向上させる様々な取組の中で、公共土木施設の災害復旧工事の受注の実績をいう。

（３）対象とする工事は、山形県が管理する公共土木施設に関し、山形県が発注した公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。）に基づく工事とし、工事に次の名称が含まれるもの等や当該工事として扱われる応急仮工事や応急本工事とする。

河川等災害復旧事業、港湾施設災害復旧事業、都市災害復旧事業
漁港施設災害復旧事業
河川等災害関連事業、港湾施設災害関連事業
河川災害復旧助成事業、海岸災害復旧助成事業

また、対象とする公共土木施設は、法第３条で規定する政令で定める次の施設とする。

河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設
急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園

ただし、対象の可否が判断できない工事がある場合は、実績に含め技術資料を作成することとし技術資料には最大５件まで工事情報を記載できる。

（４）企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の地域貢献活動についても評価対象とする。

（５）特定建設共同企業体としての受注実績は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価対象とする。経常建設共同企業体の場合は、出資比率 12%以上の構成員に限り評価対象とする。

（６）建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の中で当該項目の評価点が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

技術資料作成時の留意事項： （１）様式総合４「４　災害復旧工事の受注の実績」に記載する。なお、該当する実績が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。 （２）評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。
記載内容を証明する添付資料 建設共同企業体としての受注実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

（５）道路除雪業務の実績

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
過去２年度における道路除雪業務の実績	道路除雪業務の実績を有している。	１	１	１
	業務の実績を有していない。	０	０	０

評価の視点：

過去２年度における企業の道路除雪業務の実績を評価する。

評価に関する運用事項：

（１）「過去２年度」とは、直前２か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内に元請又は下請として業務完了後の検査に合格した業務を評価対象とする。

なお、年度当初（４～５月）の期間については、直前年度の業務実績の集計が完了していないことから、直前１か年度の前年度までを評価対象とすることができるものとし、入札公告、入札説明書において示すものとする。

（２）「道路除雪業務の実績」とは、総合評価本来の目的である品質確保や円滑な工事実施に結びつくような、自然的・社会的条件の熟知に繋がる活動として、企業の社会性を向上させる様々な取組の中で、道路除雪業務の実績をいう。

（３）対象とする業務は、山形県が発注した次の道路除雪業務とし、他機関が発注した業務に関連して受注した業務や単独業務として発注された防雪柵設置撤去、消雪パイプ点検及びこれに類する業務は除く。

・冬期間における道路法の規定により山形県が管理する道路の除雪を含む業務

・冬期間における港湾法の規定により山形県が管理する臨港道路の除雪を含む業務

（４）企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の地域貢献活動についても評価対象とする。

（５）特定建設共同企業体としての受注実績は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価対象とする。経常建設共同企業体の場合は、出資比率 12%以上の構成員に限り評価対象とする。

（６）建設共同企業体として入札参加する場合は、構成員の中で当該項目の評価点が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

技術資料作成時の留意事項：

（１）様式総合４「５　道路除雪業務の実績」に記載する。なお、該当する実績が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。

（２）評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

建設共同企業体としての実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

（６）主たる営業所の所在地

評価項目	評価基準	評価点				
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型		
				通常型	若手・女性技術者評価型	地域精通企業評価型
主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地が指定市町村内にある。	－	－	－	－	1
	指定市町村内にない。	－	－	－	－	0

評価の視点：

企業の主たる営業所の所在地を評価する。

簡易Ⅱ型の『地域精通企業評価型』による工事発注の場合のみ評価する項目とする。

評価に関する運用事項：

（１）主たる営業所とは建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第７条第１号に該当する者を置く営業所をいい、技術資料提出時点における所在地で評価する。

（２）指定市町村とは、当該工事の施工箇所が含まれる市町村で、入札公告、入札説明書で示す市町村をいう。

（３）「主たる営業所の所在地」とは、総合評価本来の目的である品質確保や円滑な工事実施に結びつくような、施工箇所周辺の自然的・社会的条件の熟度を評価するものである。

（４）建設共同体として入札参加する場合は、構成員の中で当該項目の評価点が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

技術資料作成時の留意事項：

（１）様式総合４「６　主たる営業所の所在地」に記載する。

簡易Ⅱ型の『地域精通企業評価型』以外による工事発注の場合は、様式総合４「６　主たる営業所の所在地」の様式中に「評価対象外」と記載するか、当該項目を削除すること。

（２）評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

なし

（７）作業船の保有

評価項目	評価基準	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
作業船の保有	作業船を自社又は共有で保有している。	１	１	１
	作業船を保有していない。	０	０	０

評価の視点：

企業の作業船の保有を評価する。

「港湾請負工事積算基準（国土交通省港湾局）」を適用する工事のみで評価項目とする。

評価に関する運用事項：

（１）「作業船の保有」とは、総合評価本来の目的である品質確保や円滑な工事実施に結びつくような、当該地域の自然的・社会的条件の熟知に繋がる活動として、企業の社会性を向上させる様々な取組の中で、「社会資本の維持管理」や「防災」等に関連する作業船の保有をいう。

（２）技術資料提出時点における作業船の保有状況を評価対象とする。

（３）対象とする保有形態は、「自社」又は「共有」とする。

（４）対象となる船種は、「港湾請負工事積算基準（国土交通省港湾局）」の「港湾土木請負工事積算基準」に記載があるものとする。

（５）建設共同体として入札参加する場合は、構成員の中で当該項目の評価点が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

技術資料作成時の留意事項：

（１）様式総合４「７　作業船の保有」に記載する。なお、保有していない場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。

（２）複数の作業船を保有している場合は、その中から１隻を選択し記載すること。

（３）当該項目が評価対象として設定されていない場合は、様式中に「評価対象外」と記載するか、当該項目を削除すること。

（４）評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

記載内容を証明する添付資料

保有形態、船種を証明する資料を添付すること。

３　様式

総合評価落札方式の分類ごとの提出様式は、以下のとおりとする。

なお、指定された様式を提出しない者又は指定された項目の記載をしない者の評価は、当該項目に対して最低点で評価する。（０点評価）

３－１　標準型

		様式名	摘　要
ＶＥ提案書		様式総合１	必須
技術資料	企業の能力	様式総合２	必須
	技術者の能力	様式総合３	必須
	地域貢献度	様式総合４	評価項目に設定された場合

３－２　簡易Ⅰ型

		様式名	摘　要
技術資料	技術資料提出書	様式総合簡Ⅰ１	必須
	施工計画	様式総合簡Ⅰ２	評価項目に設定された場合
	品質管理	様式総合簡Ⅰ３	評価項目に設定された場合
	企業の能力	様式総合２	必須
	技術者の能力	様式総合３	必須
	地域貢献度	様式総合４	必須

３－３　簡易Ⅱ型

		様式名	摘　要
技術資料に係る自己評価申書		事後様式１　※	事後審査の場合
技術資料	技術資料提出書	様式総合簡Ⅱ１	必須
	企業の能力	様式総合２	必須
	技術者の能力	様式総合３	必須
	地域貢献度	様式総合４	必須

※印の様式は、「山形県県土整備部簡易Ⅱ型総合評価落札方式における事後審査実施要領」による。

（注）別途添付する資料の提出にあたっては、簡素化やファイルサイズの縮小のため、注意書きや補足説明を削除して提出することができます。

３－４　様式集

様式総合１

Ｖ　Ｅ　提　案　書

年　　月　　日

山形県知事　　殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

（連絡者
氏　名
電話番号）

工事名：　　工事

当工事のＶＥ提案については以下の通りとします。本ＶＥ提案が適正と認められた場合には、これにより施工します。
なお、本ＶＥ提案が適正と認められなかった場合には、標準案に基づき施工します。
《なお、本ＶＥ提案が適正と認められなかった場合には、入札参加を辞退します。》

１　ＶＥ提案の概要
（標準的な方法との相違点を簡潔に記述すること。）

２　施工計画

３　所　見
（標準的な方法と比較し、優れていると考えられる項目及び内容を記述すること。）

４　利用条件
（排他的権利に係わる事項などについて記述すること。）

（注）１　《　》内は、ＶＥ提案が適正と認められなかった場合で、入札参加を辞退する場合に記述すること。
２　必要に応じて構造図、説明図表、技術的検討書等を添付すること。
３　ＶＥ提案を説明する添付資料は、文字サイズを 11 ポイントで記載し、１つの評価項目の最大文字数は全角 1,200 文字を標準とするため、この範囲での記載に努めること。なお、様式は任意とするが、次頁に記す様式を参考とすること。
４　添付資料の枚数は、Ａ４判で６枚以内とする。ただし、（注）２による資料を除く。

１２３４５６７８９０１２３４５６７８９０１２３４５６７８９０１２３４５６７８９０

ＶＥ提案　説明資料（１／○）

申請者名	

評価項目	○○○に対する○○○策

○○○については・・・・

評価項目	○○○に対する○○○策

○○○については・・・・

様式総合２

企　業　の　能　力

申請者名	

１　施工実績（同種・類似工事）

同種・類似工事の条件		（入札公告、入札説明書に示された条件を記載すること。）
工事名称等	工事名称	工事（CORINS 登録番号　　）
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工　期	
	受注形態	
工事概要	（同種・類似工事の条件に合致する工事種別・工法・施工数量等を記載すること。）	
（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。） 自己評価点　　点		

（注）１　該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。
２　簡易Ⅱ型における『地域精通企業評価型』による工事発注の場合は、様式中に「評価対象外」と記載するか、当該項目を削除すること。
３　「同種・類似工事の条件」欄の記載例（同種工事：路面切削工　Ａ＝○○○ｍ２以上、類似工事：路面切削工　Ａ＝○○○ｍ２以上）
４　「工事名称」欄は、工事名及び（　　）内にはCORINS 登録番号を記載すること。
５　「受注形態」欄は、「単体」若しくは「○○ＪＶ（出資比率○○％）」を記載すること。
６　「工事概要」欄の記載例（同種工事：路面切削工　Ａ＝○○○ｍ２、オーバーレイ工　Ａ＝○○○ｍ２、区画線工　Ｌ=○,○○○ｍ）
７　記載内容を証明する以下に該当する資料を提出すること。
（１）建設共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

（2）「工事名称等」や「工事概要」を証明するため、次の資料を参考に、必要なものを選択して添付すること。

・CORINS の写し
・工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し
・金抜き設計書（最終のもの）、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の同種・類似工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し（同種・類似工事条件との合致の確認が可能な部分のみで可）
・その他、「工事名称等」や「工事概要」が具体的に確認できる資料

1　施工実績（指定工種工事）

<table>
<tr><td colspan="2">指定工種工事の条件</td><td>（入札公告、入札説明書に示された条件を記載すること。）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">工事名称等</td><td>工事名称</td><td>工事（CORINS 登録番号　　）</td></tr>
<tr><td>発注機関名</td><td></td></tr>
<tr><td>施工場所</td><td></td></tr>
<tr><td>契約金額</td><td></td></tr>
<tr><td>工　期</td><td></td></tr>
<tr><td>受注形態</td><td></td></tr>
<tr><td>工事概要</td><td colspan="2">（指定工種工事の条件に合致する工事種別・工法を記載すること。）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。）
自己評価点　　点</td></tr>
</table>

（注）1　該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。
2　簡易Ⅱ型における『地域精通企業評価型』以外による工事発注の場合は、様式中に「評価対象外」と記載するか、当該項目を削除すること。
3　「指定工種工事の条件」欄の記載例（コンクリートブロック積工（大型ブロック）、現場打擁壁工（重力式擁壁）、アスファルト舗装工）
4　「工事名称」欄は、工事名及び（　　）内には CORINS 登録番号を記載すること。
5　「受注形態」欄は、「単体」若しくは「○○ＪＶ（出資比率○○%）」を記載すること。
6　「工事概要」欄の記載例（コンクリートブロック積工（大型ブロック）、現場打擁壁工（重力

式擁壁)、アスファルト舗装工)

7　記載内容を証明する以下に該当する資料を提出すること。

（1）建設共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

（2）「工事名称等」や「工事概要」を証明するため、次の資料を参考に、必要なものを選択して添付すること。

・CORINS の写し

・工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し

・金抜き設計書（最終のもの)、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の指定工種工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し（指定工種工事条件との合致の確認が可能な部分のみで可)

・その他、「工事名称等」や「工事概要」が具体的に確認できる資料

2　工事成績評定

評価対象とする工事の種類	□ 土木一式工事　□ 建築一式工事　□ 電気工事　□ 管工事 □ 舗装工事　□ 全ての種類の工事

工　事　件　名	工　期	CORINS 登録番号	評定点	備　考 (建設共同企業体名・合併前の企業名)
工事件数　　件	評定点合計　　点			
平均点（評定点合計／工事件数)　　点				(小数点以下は切り捨て)

（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)

自己評価点　　点

（注）1　該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。

2　入札公告、入札説明書に示された評価対象とする工事の種類にチェックを付けること。

3　建設共同企業体としての工事成績評定である場合は、建設共同企業体名を備考欄に記載すること。

4　企業合併前の工事成績評定の場合は、合併前のそれぞれの企業名を備考欄に記載すること。

３　工事顕彰歴

工　　事　　件　　名	顕彰年月日
（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。） 自己評価点　　点	

（注）１　対象となる顕彰は、山形県優良建設工事等顕彰（建設工事）であり、（建設関連業務）は対象外なので注意すること。
２　該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。

４　ＩＣＴ、ＢＩＭ／ＣＩＭの活用

活用レベル
□ ICT の全面的な活用　　□ BIM/CIM の活用　　□ 該当無し
（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。） 自己評価点　　点

（注）１　「ＩＣＴ、ＢＩＭ／ＣＩＭの活用」が評価項目として設定されていない場合は、様式中に「評価対象外」と記載するか、当該項目を削除すること。
２　該当する活用レベルにチェックを付けること。
３　当該工事において、ＩＣＴの全面的な活用を実施する計画の場合は、「ＩＣＴ活用工事計画書（土工）（別記様式－１）」、「ＩＣＴ活用工事計画書（舗装工）（別記様式－2-1)」又は「ＩＣＴ活用工事計画書（舗装工（修繕工））（別記様式－2-2)」を添付すること。

様式総合３

技　術　者　の　能　力

申請者名	

【技術者の概要】

<table>
<tr><td>総合評価の分類</td><td colspan="4">☐ 標準型　☐ 簡易Ⅰ型　☐ 簡易Ⅱ型（通常型）
☐ 簡易Ⅱ型（若手・女性技術者評価型）　☐ 簡易Ⅱ型（地域精通企業評価型）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配置予定技術者の
従事役職・氏名</td><td>従事役職</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">特例監理技術者の配置予定　☐ 有　☐ 無</td></tr>
<tr><td rowspan="5">配置予定技術者の
申請時における
他工事との兼務</td><td colspan="4">他工事への配置　☐ 有　☐ 無</td></tr>
<tr><td>工事名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>工　期</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>従事役職</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>本件工事と重複する
場合の対応措置</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>若手・女性技術者</td><td>配置予定技術者を</td><td colspan="3">☐ 若手・女性技術者として配置する。
☐ 若手・女性技術者として配置しない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">配置予定技術者の法令による資格・免許</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（注）１　該当する総合評価の分類にチェックを付けること。

２　「配置予定技術者の従事役職・氏名」欄は、「主任技術者」又は「監理技術者」及び氏名を記載し、特例監理技術者の配置予定の有無にチェックを付けること。

３　「配置予定技術者の申請時における他工事との兼務」欄は、他工事への配置の有無にチェックを付け、『有』にチェックを付けた場合のみ工事名称、工期、従事役職及び本件工事と重複する場合の対応措置を記載すること。

「本件工事と重複する場合の対応措置」欄の記載例（本件工事に着手する前の　年　月　日に検査予定のため、本件工事に従事可能）

４　「若手・女性技術者」欄は、「総合評価の分類」欄で『簡易Ⅱ型（若手・女性技術者評価型）』にチェックした場合のみチェックを付けること。

1　施工経験（同種・類似工事）

<table>
<tr><td colspan="2">評価対象者に
関する留意事項</td><td>【技術者の概要】において、「総合評価の分類」で『簡易Ⅱ型（若手・女性技術者評価型)』及び『簡易Ⅱ型（地域精通企業評価型)』にチェックした場合は、本評価項目は評価対象外となります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施工経験の条件</td><td>（入札公告、入札説明書に示された条件を記載すること。）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">施工経験の概要</td><td>工事名称</td><td>工事（CORINS 登録番号　　）</td></tr>
<tr><td>発注機関名</td><td></td></tr>
<tr><td>施工場所</td><td></td></tr>
<tr><td>契約金額</td><td></td></tr>
<tr><td>所属会社名</td><td></td></tr>
<tr><td>工　期</td><td>年　月　日　～　　年　月　日</td></tr>
<tr><td>受注形態</td><td></td></tr>
<tr><td>従事役職</td><td></td></tr>
<tr><td>工事概要</td><td colspan="2">（同種・類似工事の条件に合致する工事種別・工法・施工数量等を記載すること。）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。）

自己評価点　　点</td></tr>
</table>

（注）1　該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。

2　簡易Ⅱ型における『若手・女性技術者評価型』、『地域精通企業評価型』による工事発注の場合は、様式中に「評価対象外」と記載するか、当該項目を削除すること。

3　「施工経験の条件」欄の記載例（同種工事：路面切削工　Ａ＝○○○ｍ２以上、類似工事：路面切削工　Ａ＝○○○ｍ２以上）

4　「工事名称」欄は、工事名及び（　　）内には CORINS 登録番号を記載すること。

5　「受注形態」欄は、「単体」又は「○○ＪＶ（出資比率○○%)」を記載すること。

6　「従事役職」欄は、「主任技術者」、「監理技術者」又は「現場代理人」を記載すること。

7　「工事概要」欄の記載例（同種工事：路面切削工　Ａ＝○○○ｍ２、オーバーレイ工　Ａ＝○○○ｍ２、区画線工　Ｌ=○,○○○ｍ）

8　記載内容を証明する以下に該当する資料を提出すること。

（1）「法令による資格・免許」を証明する資料の写し

（2）建設共同企業体としての施工経験の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

（3）「施工経験の概要」や「工事概要」を証明するため、次の資料を参考に、必要なものを選択して添付すること。

・CORINS の写し

・工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し

・金抜き設計書（最終のもの)、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の同種・類似工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し（同種・類似工事条件との合致の確認が可能な部分のみで可)

・当該工事に「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事したことを証明する資料の写し

・その他、「施工経験の概要」や「工事概要」が具体的に確認できる資料

1　施工経験（指定工種工事）

<table>
<tr><td colspan="2">評価対象者に
関する留意事項</td><td>【技術者の概要】において、「総合評価」の分類で『簡易Ⅱ型（地域精通企業評価型)』にチェックした場合にのみ、本評価項目が適用されます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施工経験の条件</td><td>（入札公告、入札説明書に示された条件を記載すること。）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">施工経験の概要</td><td>工事名称</td><td>工事（CORIS 登録番号　　）</td></tr>
<tr><td>発注機関名</td><td></td></tr>
<tr><td>施工場所</td><td></td></tr>
<tr><td>契約金額</td><td></td></tr>
<tr><td>所属会社名</td><td></td></tr>
<tr><td>工　期</td><td>年　　月　　日　～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>受注形態</td><td></td></tr>
<tr><td>従事役職</td><td></td></tr>
<tr><td>工事概要</td><td colspan="2">（指定工種工事の条件に合致する工事種別・工法等を記載すること。）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。）

自己評価点　　点</td></tr>
</table>

（注）1　該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。

2　簡易Ⅱ型における『地域精通企業評価型』以外による工事発注の場合は、様式中に「評価対象外」と記載するか、当該項目を削除すること。

3　「施工経験の条件」欄の記載例（コンクリートブロック積工（大型ブロック)、現場打擁壁工（重力式擁壁)、アスファルト舗装工）

4　「工事名称」欄は、工事名及び（　　）内には CORINS 登録番号を記載すること。

5　「受注形態」欄は、「単体」又は「○○ＪＶ（出資比率○○%)」を記載すること。

6　「従事役職」欄は、「主任技術者」、「監理技術者」又は「現場代理人」を記載すること。

7　「工事概要」欄の記載例（コンクリートブロック積工（大型ブロック)、現場打擁壁工（重力式擁壁)、アスファルト舗装工）

8　記載内容を証明する以下に該当する資料を提出すること。

（1）「法令による資格・免許」を証明する資料の写し

（2）建設共同企業体としての施工経験の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

（3）「施工経験の概要」や「工事概要」を証明するため、次の資料を参考に、必要なものを選択して添付すること。

・CORINS の写し

・工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し

・金抜き設計書（最終のもの)、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の同種・類似工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し（指定工種工事条件との合致の

確認が可能な部分のみで可）
・当該工事に「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事したことを証明する資料の写し
・その他、「施工経験の概要」や「工事概要」が具体的に確認できる資料

2　工事成績評定

評価対象とする工事の種類	□ 土木一式工事　□ 建築一式工事　□ 電気工事　□ 管工事 □ 舗装工事　□ 全ての種類の工事

工　事　件　名	工　期	CORINS 登録番号	評定点	備考（建設共同企業体名・以前の勤務先名・以前の氏名）
工事件数　件	評定点合計　点			
平均点（評定点合計／工事件数）　点				（小数点以下は切り捨て）

（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。）

自己評価点　　点

（注）1　該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。
2　入札公告、入札説明書に示された評価対象とする工事の種類にチェックを付けること。
3　建設共同企業体としての工事成績評定である場合は、建設共同企業体名を備考欄に記載すること。
4　以前の勤務先での工事成績評定の場合は、備考欄に当該勤務先を記載すること。
5　氏名に変更があった場合は、担当したそれぞれの工事時点における氏名を備考欄に記載すること。

3　継続教育(CPD)

継続教育(CPD)団体名	取得年度	取得単位数
	年度	
	年度	
	過去２年度の合計	

（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。）

自己評価点　　点

（注）１　該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。
２　記載内容を証明する以下に該当する資料を提出すること。
（１）評価対象となる各継続教育(CPD)団体における単位取得状況を証明する資料（証明書等）の写し

４　若手・女性技術者の配置

<table>
<tr><td>評価対象者に
関する留意事項</td><td colspan="4">【技術者の概要】において、「総合評価の分類」欄で『簡易Ⅱ型（若手・女性技術者評価型)』にチェックした場合に、本評価項目は自動的に評価対象となります。
なお、４０歳以上の男性の方の評価点は「０点」となります。</td></tr>
<tr><td>配置予定技術者の性別</td><td>□男　□女</td><td colspan="2">技術資料提出時点における
配置予定技術者の年齢(男性の場合)</td><td>満　　歳</td></tr>
<tr><td colspan="5">（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。）
自己評価点　　点</td></tr>
</table>

（注）１　簡易Ⅱ型における『若手・女性技術者評価型』以外による工事発注の場合は、様式中に「評価対象外」と記載するか、当該項目を削除すること。
２　記載内容を証明する以下に該当する資料を提出すること。
（１）免許証、パスポート、健康保険被保険者証等の生年月日や性別が記載された身分証明書の写し、又は、生年月日が記載された監理技術者資格者証、監理技術者講習終了証の写し。

５　ICT 活用工事又は週休２日確保工事の実施証明書の有無

<table>
<tr><td>実施証明書の種類</td><td>工　事　件　名</td><td>発行日</td><td>有効期限</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="4">（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。）
自己評価点　　点</td></tr>
</table>

（注）１　該当が無い場合は、様式中に「該当なし」と記載し提出すること。
２　「ICT 活用工事」で発注型式が『発注者指定型』及び『施工者希望Ⅰ型』の場合は、実施証明書の種類は、「ICT 活用工事実施証明書」又は「週休２日確保工事実施証明書」が対象となるので、該当するものを記載すること。
３　記載内容を証明する以下に該当する資料を提出すること。
（１）評価対象となる実施証明書の写し

様式総合４

地　域　貢　献　度

申請者名	

１　災害協定等の締結

災害協定等の種類		① 県土木部災害協定 ② 県土木部災害協定以外の山形県との災害協定等
	協定締結等の種別	（下記の該当する活動のボックスにチェックを一つだけ入れること。） □ ①の協定締結 □ ②の協定等締結
（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき、適正に記載する。） 自己評価点　　点		

（注）１　該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。
２　複数該当する場合は、その中から評価点が最も高い１件を記載すること。
３　県土木部災害協定以外の山形県との災害協定等の場合は次の資料を添付すること。
・災害協定や覚書の写し（表紙だけでなく、協定の内容部分、協定締結者の押印部分等を含む全文）
・災害協定等の締結者が団体等の場合、入札参加者が構成員であることの証明が判断できる資料又は構成員であることを証明する資料

２　ボランティア等の実績

ボランティア等の種類		①「山形県ふるさとの川愛護活動支援事業」における河川愛護活動団体又は河川愛護活動支援企業 ②ふれあいの道路愛護事業 ③総合支庁建設部独自で、又は建設部と他部局との連携により実施しているボランティア事業 ④除排雪ボランティア ⑤消防団協力事業所の認定
活動内容	活動・認定の種別	（該当する活動のボックスにチェックを一つだけ入れること。） □ ①の活動実績あり　□ ②の活動実績あり　□ ③の活動実績あり □ ④の活動実績あり　□ ⑤の認定
	団体名（企業名）	（　　）
	活動路線など	
	活動場所	（活動場所を記入し、該当する活動のボックスにチェックを入れること。） 市町村　　地内 工事箇所を所管する本庁舎、地域振興局の　□ 管内　□ 管外

	活動年月日又は交付年月日	年　　月　　日
	活動内容又は認定事由	

（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき、適正に記載する。）

自己評価点　　点

（注）１　該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。

２　「団体名（企業名）」欄の（　　）内には、河川愛護活動支援企業としての活動の場合に、河川愛護活動支援登録企業名を記載すること。団体名は支援される河川愛護活動団体名を記載すること。

３　「活動路線など」の欄は、「ボランティア等の種別」欄の①、②でチェックをつけた活動の対象路線などを記載すること。（例：一般県道〇〇線、一級河川〇〇川）

４　「活動年月日又は交付年月日」の欄に活動年月日を記入する場合は、報告書等に記載されている年月日のうち一つを記載すること。

５　「活動内容又は認定事由」の欄は、消防団協力事業所の場合は認定を受けた事由を記載すること。

６　記載した活動内容を証明する次に示す報告書や活動証明書等の写しを添付すること。

ボランティア等	活動実績等の有無	添付資料
①山形県ふるさとの川愛護活動支援事業	活動実績有り	実績報告書（令和２年度の実績は様式 23 又は様式 24、令和３年度以降の実績は様式 21 又は様式 22、活動状況写真は添付不要）の写し （注１）複数企業で活動団体を構成している場合には、実績報告書に必ず企業名と企業ごとの参加人数を記載すること。 （注２）単独企業の活動団体であるが、実績報告書では活動団体名から企業名が判断できない場合、判断可能な任意の証明資料
②ふれあいの道路愛護事業	活動実績有り	活動報告書（様式５－２、活動状況写真は添付不要）の写し （注）複数企業で活動団体を構成している場合には、実施報告書に必ず企業名と企業ごとの参加人数を記載すること。
③総合支庁独自ボランティア	活動実績有り	協定書や依頼文書等の写し及び活動証明書（様式は任意とするが活動企業名、活動場所、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、総合支庁建設部の担当者等から証明を受けたもの）の写し
④除排雪ボランティア	活動実績有り	登録証や紹介文書等の写し及び活動証明書（様式は任意とするが活動企業名、活動場所、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、関係機関の担当者等から証明を受けたもの。）の写し
⑤消防団協力事業所	認定有り	消防団協力事業所表示証の写し及び交付年月日が分かる通知等の写し なお、通知書の写しのみで協力事業所表示証の交付であること、交付する企業、交付年月日及び有効期間が確認できる

		場合は、表示証の写しは省略することができる。

3　インターンシップ、職場体験学習等の受入実績

インターンシップ、 職場体験学習等の 活動内容	
学校名	
受入期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日　（　　日間）
受入人数	人
受入地 （工事名・箇所名等）	
（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき、適正に記載する。） 自己評価点　　点	

（注）１　「インターンシップ、職場体験学習等の活動内容」は、箇条書きで現場での体験・実習内容を記載すること。

２　該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。

３　記載内容を証明する次の資料を添付すること。

（１）受入実績が確認できるもの（受入れ実績証明書（別記様式－３）又は学校長等印が押印された学校からの依頼文及び御礼状など（ただし、依頼文のみでは受入実績が確認できないので証明資料として扱うことはできない）

（２）現場での体験・実習内容が確認できるもの（受入企業が作成した業務日報等、学生の体験作文・レポート等、現場での代表的な状況写真（数枚）、新聞記事などから複数種類提出すること。）

※１　上記（１）の「学校からの依頼文と御礼状」は、どちらも学校長等印の押印があるものを原則とするが、学校の事務処理上、公印を省略する場合もあることから、証明資料としての判定は次表のとおりとする。

凡例：○：押印あり、×：押印なし

	依頼文と御礼状による証明		証明資料としての判定
	依頼文	御礼状	
ケース１	○	○	適
ケース２	○	×	不適
ケース３	×	○	適
ケース４	×	×	不適

※２　学校長等の押印を求める証明資料であるが、押印された証明資料を添付されていない場合、本評価項目は「０点」となるので注意すること。

※３　「学校長等」とは、学部長や学科長などの学生が在籍する学部等の責任者を含み、私印（個人印）は認めないものとする。

4　災害復旧工事の受注の実績

工事名称	工期	CORINS 番号	契約金額（円）
		合計受注件数	件

（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき、適正に記載する。）

自己評価点　　点

（注）1　該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。

5　道路除雪業務の実績

発注機関	委託名	元請・下請の別	備考（下請の場合は元請企業名）

（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき、適正に記載する。）

自己評価点　　点

（注）1　該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。
2　「発注機関」欄は、各総合支庁本庁舎、各地域振興局及び港湾事務所等の名称を記載すること。
3　「元請・下請の別」欄は、「元請」又は「下請」と記載すること。「下請」と記載した場合は「備考」欄に元請企業名を記載すること。

6　主たる営業所の所在地

指定市町村名	（入札公告、入札説明書に示された指定市町村名を記載すること。）
主たる営業所の所在地	
所在状況	（該当するボックスにチェックを一つだけ入れること。） ☐ 指定市町村内に所在している　☐ 指定市町村内に所在していない

（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき、適正に記載する。） 自己評価点　　点

（注）１　簡易Ⅱ型における『地域精通企業評価型』以外による工事発注の場合は、様式中に「評価対象外」と記載するか、当該項目を削除すること。

7　作業船の保有

保有状況	（該当するボックスにチェックを一つだけ入れること。） ☐ している　　☐ していない
保有形態	（保有している場合に記載し、証明する資料を添付すること。） ☐ 自社　　☐ 共有（共有企業名：　　）
船種等	（保有している場合に記載し、証明する資料を添付すること。）
（上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき、適正に記載する。） 自己評価点　　点	

（注）１　当該項目が評価対象として設定されていない場合は、様式中に「評価対象外」と記載するか、当該項目を削除すること。

２　複数の作業船を保有している場合は、その中から１隻を選択し記載すること。

３　「船種等」欄は、次の例を参考に記載すること

（記載例）起重機船　○○丸　○○PS　○○トン吊

４　記載内容を証明する資料を添付すること。

様式総合簡Ｉ１

技　術　資　料　提　出　書

年　　月　　日

山形県知事　　殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

（連絡者
氏　名
電話番号）

工事名：　　工事

当工事の技術資料について、以下の通り提出します。本技術資料が適正と認められた場合には、これにより施工します。

提出資料（別添）

１　施工計画（様式総合簡Ｉ２）

（**入札公告の評価項目において指定された事項を記載すること。**）

２　品質管理（様式総合簡Ｉ３）

（**入札公告の評価項目において指定された事項を記載すること。**）

３　企業の能力（様式総合２）

４　技術者の能力（様式総合３）

５　地域貢献度（様式総合４）

（注）１　１、２については、評価項目に設定された場合に本様式に事項を記載の上、指定した様式を提出すること。なお、各項目が複数設定された場合はそれぞれ別葉にて提出すること。
２　３から５については、記載する事項が無い場合であっても、様式中に「該当無し」と記載し全て提出すること。

様式総合簡Ｉ２

施　工　計　画

申請者名	

評価項目	

１２３４５６７８９０１２３４５６７８９０１２３４５６７８９０１２３４５６７８９０

○○○については・・・・

（注）１　必要に応じ説明図表を添付すること（枚数はＡ４判で２枚以内）。
２　「評価項目」欄には、入札公告の評価項目において指定された事項を記載すること。
（例：○○について）
３　評価項目が複数設定された場合は、それぞれ別葉にて提出すること。
４　１つの評価項目に対する技術的所見の記載は、文字サイズを 11 ポイント、文字数は最大全角 1,200 文字を標準とするため、この範囲内での記載に努めること。

様式総合簡Ｉ３

品　質　管　理

申請者名	

評価項目	

１２３４５６７８９０１２３４５６７８９０１２３４５６７８９０１２３４５６７８９０

○○○については・・・・

（注）１　必要に応じ説明図表を添付すること（枚数はＡ４判で２枚以内）。
２　「評価項目」欄には、入札公告の評価項目において指定された事項を記載すること。
（例：○○について）
３　評価項目が複数設定された場合は、それぞれ別葉にて提出すること。
４　１つの評価項目に対する技術的所見の記載は、文字サイズを 11 ポイント、文字数は最大全角 1,200 文字を標準とするため、この範囲内での記載に努めること。

様式総合簡Ⅱ１

技　術　資　料　提　出　書

年　　月　　日

山形県知事　　殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

（連絡者
　氏　名
　電話番号）

工事名：　　工事

当工事の技術資料について、以下のとおり提出します。なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

提出資料（別添）

	様　式	記載内容を証明する添付資料
企業の能力（様式総合２）	□　有	□　有　□　無
技術者の能力（様式総合３）	□　有	□　有　□　無
地域貢献度（様式総合４）	□　有	□　有　□　無

※様式及び添付資料の有無を確認し、該当するボックスにチェックを入れること。

（注）１　様式については、記載する事項が無い場合であっても、様式中に「該当無し」と記載し全て提出すること。

別記様式－１

ＩＣＴ活用工事計画書（土工）

（工事名：　　）

会社名：

当該工事の土工において、ＩＣＴ施工技術を全ての施工プロセスの段階で活用する場合、「□全て活用する」のチェック欄に「■」と記入する。

<table>
<tr><th>チェック欄</th><th colspan="2">施工プロセスの段階</th><th>適用技術・機種</th></tr>
<tr><td rowspan="6">□全て活用する</td><td colspan="2">①３次元起工測量</td><td>・空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
・地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
・ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
・ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
・ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量
・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
・音響測深機器を用いた起工測量
・その他の３次元計測技術を用いた起工測量

※採用する具体な技術は受注後の協議により決定する。
※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
※発注者が３次元測量成果を提供する場合も活用に含む。</td></tr>
<tr><td colspan="2">②３次元設計データの作成</td><td>※３次元出来形管理に用いる３次元設計データの作成
※発注者が３次元設計データを提供する場合も活用に含む。</td></tr>
<tr><td>③ＩＣＴ建設機械による施工</td><td>【作業工種】
・掘削工
・盛土工
・路体盛土工
・路床盛土工
・法面整形工</td><td>３次元MC又は３次元MG　建設機械

※活用作業工種・施工範囲については受注後の協議により決定する。
※当該工事に含まれる左記作業の工種のいずれかでＩＣＴ建設機械を活用すれば良い。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">④３次元出来形管理等の施工管理</td><td>・空中写真測量（無地航空機）を用いた出来形管理
・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
・ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
・ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
・ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
・施工履歴データを用いた出来形管理
・その他の３次元計測技術を用いた出来形管理

※採用する具体な技術は受注後の協議により決定する。
※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
※「①３次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。</td></tr>
<tr><td>・ＴＳ・ＧＮＳＳによる締固め回数管理

※盛土の締固め作業が工事内容に含まれない場合、本技術は対象外とする
※現場条件等から、TS・GNSS による締固め回数管理技術の実施が適さないと判断される場合は、従来手法（砂置換法、RI 等）で管理しても良い。</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤３次元データの納品</td><td></td></tr>
</table>

注 1)ICT 活用工事及び ICT 活用施工の詳細については、特記仕様書によるものとする。
注 2)「□全て活用する」のチェック欄に「■」と記載された場合のみ加点対象とする。
注 3)「ICT の活用」において加点評価された場合、「技術提案」との重複評価はしない。ただし、本表掲載の ICT を応用(別の技術を組み合わせて効果を高める、又は別の効果を発現する等を含む。)した技術提案は、その応用部分(付加的な内容)については「技術提案」の評価対象とする。
注 4)特記仕様書により指定した技術については、評価項目・技術提案ともに加点・評価はしない。
注 5)MC とは、マシンコントロール機能、MG とはマシンガイダンス機能をいう。

別記様式－2-1

ＩＣＴ活用工事計画書（舗装工）

（工事名：　　）

会社名：

当該工事の舗装工において、ＩＣＴ施工技術を全ての施工プロセスの段階で活用する場合、「□全て活用する」のチェック欄に「■」と記入する。

<table>
<tr><th>チェック欄</th><th colspan="2">施工プロセスの段階</th><th>適用技術・機種</th></tr>
<tr><td rowspan="5">□全て活用する</td><td colspan="2">①３次元起工測量</td><td>・地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
・ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
・ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
・その他の３次元計測技術を用いた起工測量

※採用する具体な技術は受注後の協議により決定する。
※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
※発注者が３次元測量成果を提供する場合も活用に含む。</td></tr>
<tr><td colspan="2">②３次元設計データの作成</td><td>※３次元出来形管理に用いる３次元設計データの作成
※発注者が３次元設計データを提供する場合も活用に含む。</td></tr>
<tr><td>③ＩＣＴ建設機械による施工</td><td>【作業工種】
・路盤工</td><td>３次元MC　建設機械

※採用する機種及び施工範囲については受注後の協議により決定する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">④３次元出来形管理等の施工管理</td><td>・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
・ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
・ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
・その他の３次元計測技術を用いた出来形管理

※採用する具体な技術は受注後の協議により決定する。
※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
※「①３次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤３次元データの納品</td><td></td></tr>
</table>

注 1)ICT 活用工事及び ICT 活用施工の詳細については、特記仕様書によるものとする。
注 2)「□全て活用する」のチェック欄に「■」と記載された場合のみ加点対象とする。
注 3)「ICT の活用」において加点評価された場合、「技術提案」との重複評価はしない。ただし、本表掲載の ICT を応用(別の技術を組み合わせて効果を高める、又は別の効果を発現する等を含む。)した技術提案は、その応用部分(付加的な内容)については「技術提案」の評価対象とする。
注 4)特記仕様書により指定した技術については、評価項目・技術提案ともに加点・評価はしない。
注 5)MC とは、マシンコントロール機能をいう。

別記様式－2-2

ＩＣＴ活用工事計画書（舗装工（修繕工））

（工事名：　　）

会社名：

当該工事の舗装工（修繕工）において、ＩＣＴ施工技術を活用する場合、「□①、②において活用する」のチェック欄に「■」と記入する。

<table>
<tr><th>チェック欄</th><th colspan="2">施工プロセスの段階</th><th>適用技術・機種</th></tr>
<tr><td rowspan="5">□①、②において活用する</td><td colspan="2">①３次元起工測量</td><td>・地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
・ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
・その他の３次元計測技術を用いた起工測量

※採用する具体な技術は受注後の協議により決定する。
※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
※発注者が３次元測量成果を提供する場合も活用に含む。</td></tr>
<tr><td colspan="2">②３次元設計データの作成</td><td>※３次元出来形管理に用いる３次元設計データの作成
※発注者が３次元設計データを提供する場合も活用に含む。</td></tr>
<tr><td>③ＩＣＴ建設機械による施工（選択）</td><td>【作業工種】
・路面切削工</td><td>・３次元位置情報を用いた施工管理システムを搭載した建設機械
・従来型建設機械

※採用については受注後の協議により決定する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">④３次元出来形管理等の施工管理（選択）</td><td>・施工履歴データを用いた出来形管理
・従来手法による施工管理

※採用については受注後の協議により決定する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤３次元データの納品</td><td>※施工履歴データを用いた出来形管理を行った場合</td></tr>
</table>

注 1)ICT 活用工事及び ICT 活用施工の詳細については、特記仕様書によるものとする。
注 2)「□①、②において活用する」のチェック欄に「■」と記載された場合のみ加点対象とする。
注 3)「ICT の活用」において加点評価された場合、「技術提案」との重複評価はしない。ただし、本表掲載の ICT を応用（別の技術を組み合わせて効果を高める、又は別の効果を発現する等を含む。）した技術提案は、その応用部分（付加的な内容）については「技術提案」の評価対象とする。
注 4)特記仕様書により指定した技術については、評価項目・技術提案ともに加点・評価はしない。
注 5)施工管理システムを搭載した建設機械とは、施工中の路面切削機の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記載する機能を有する建設機械をいう。

別記様式－３

インターンシップ、職場体験学習等の受入実績証明申請書

年　　月　　日

○○○○校

学校長　○○○○　　殿

○○○○株式会社

代表取締役　○○○○　　㊞

下記のとおり「インターンシップ、職場体験学習等」の受入れを実施したことを証明願います。

記

受入期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日（　　日間）

受入人数　　人

インターンシップ、職場体験学習、現場実習等の活動内容　（※箇条書きで現場での体験・実習内容を記載すること。）

受入地

（工事名・箇所名等）

インターンシップ、職場体験学習等の受入実績証明書

年　　月　　日

○○○○株式会社

代表取締役　○○○○　　殿

○○○○校

学校長　○○○○　　㊞

上記内容について、証明します。

～学校関係者の皆様へ～

本証明書は山形県が発注する建設工事又は建設工事関連業務委託の入札において、「企業の信頼性・社会性」を評価するための証明資料にのみ使用します。建設産業の担い手育成に貢献している企業の活動を、適切に評価できるようご理解とご協力をお願いいたします。

４　総合評価落札方式の手続

型式	区分	摘要
標準型	設計金額５千万円未満の建設工事の標準モデル	別紙５－１
	設計金額５千万円以上 10 億円未満の建設工事の標準モデル	別紙５－２
	設計金額 10 億円以上の建設工事の標準モデル	別紙５－３
簡易Ⅰ型	設計金額５千万円未満の建設工事の標準モデル	別紙簡Ⅰ５－１
	設計金額５千万円以上 10 億円未満の建設工事の標準モデル	別紙簡Ⅰ５－２
	設計金額 10 億円以上の建設工事の標準モデル	別紙簡Ⅰ５－３
簡易Ⅱ型	設計金額５千万円未満の建設工事の標準モデル	別紙簡Ⅱ５－１
	設計金額５千万円以上 10 億円未満の建設工事の標準モデル	別紙簡Ⅱ５－２

４－１　標準型

別紙５－１

総合評価落札方式の手続（一般競争入札）

設計金額5千万円未満の建設工事の標準モデル

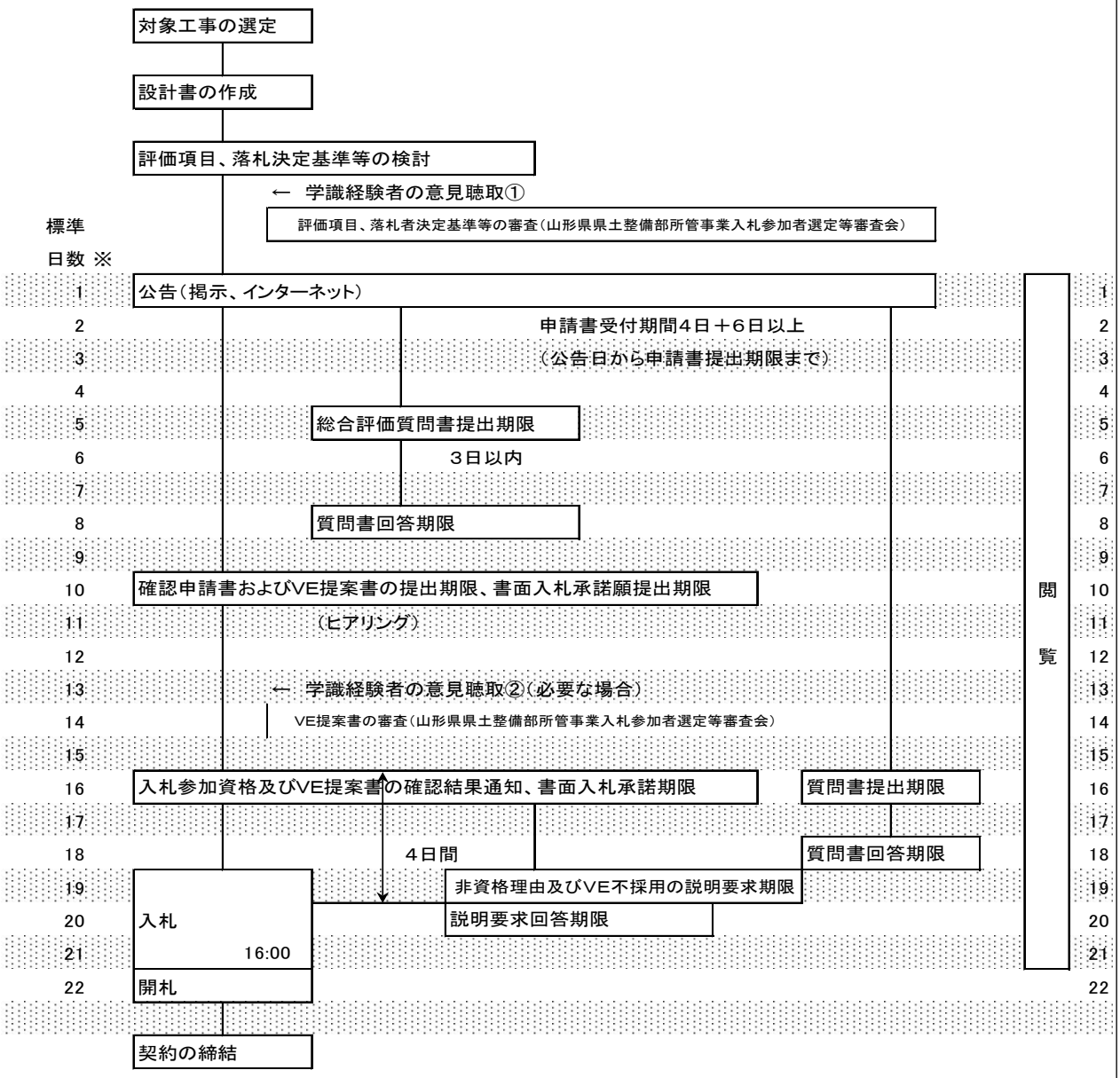

注1）工事の内容、規模等により適宜設定のこと。

注2）※は、県の休日を除く。

「電子入札利用者登録なし」の場合

別紙５－２

総合評価落札方式の手続（一般競争入札）

設計金額5千万円以上10億円未満の建設工事の標準モデル

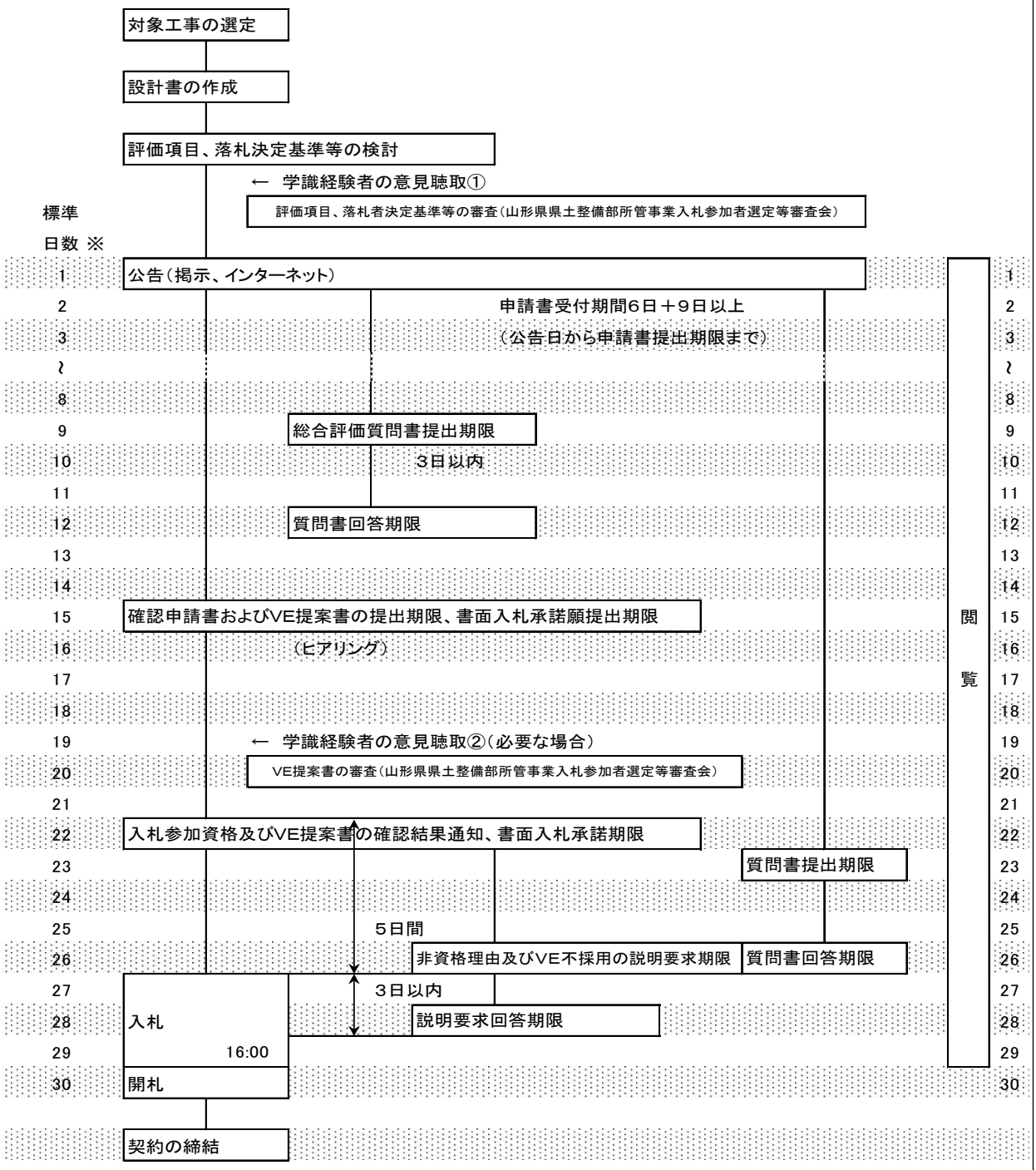

注1）工事の内容、規模等により適宜設定のこと。

注2）※は、県の休日を除く。

「電子入札利用者登録なし」の場合

別紙５－３

総合評価落札方式の手続（一般競争入札）

設計金額10億円以上の建設工事の標準モデル

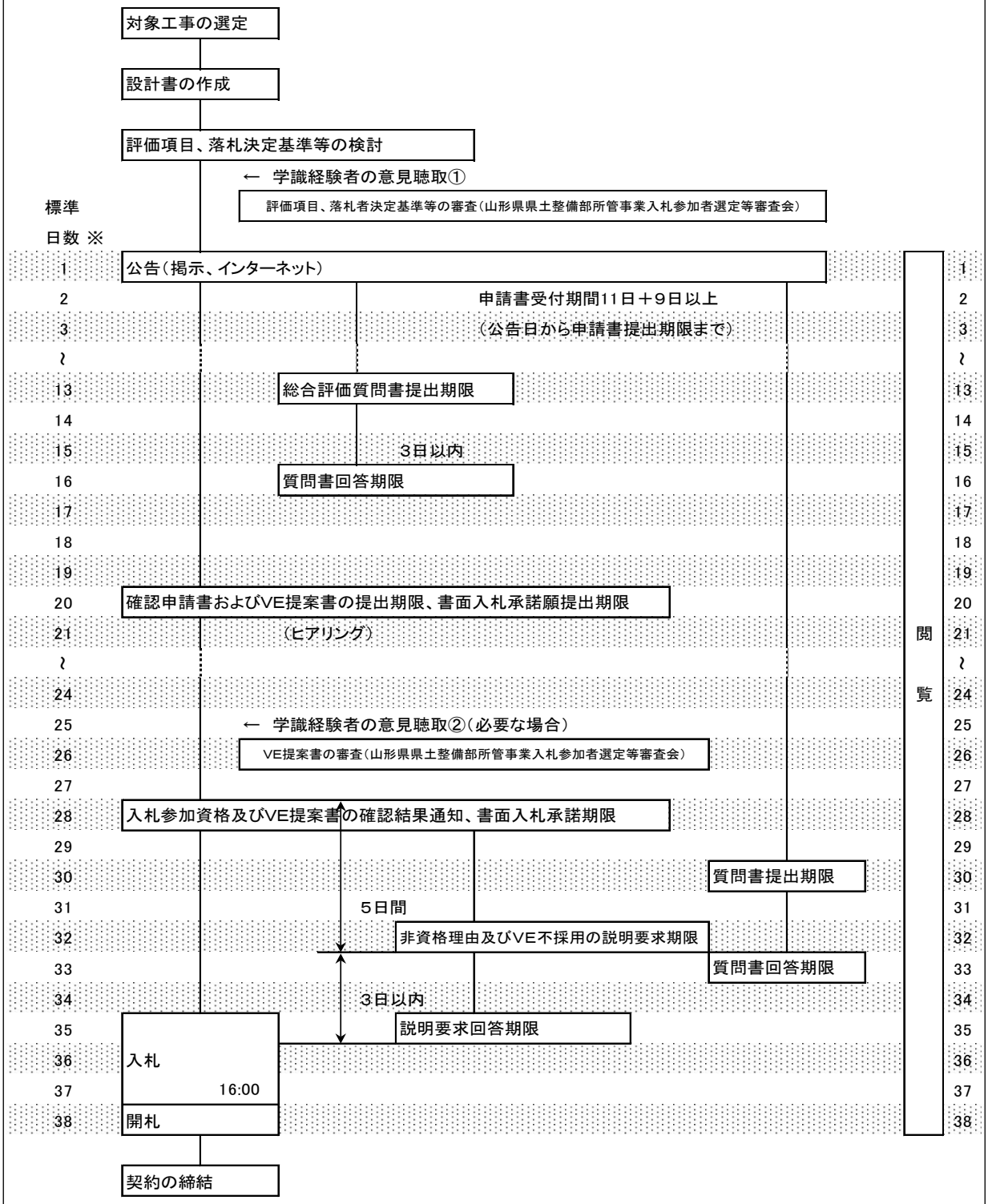

注１）工事の内容、規模等により適宜設定のこと。

注２）※は、県の休日を除く。

「電子入札利用者登録なし」の場合

４－２　簡易Ｉ型

別紙簡Ｉ５－１

総合評価落札方式（簡易Ｉ型）の手続（一般競争入札）

設計金額5千万円未満の建設工事の標準モデル

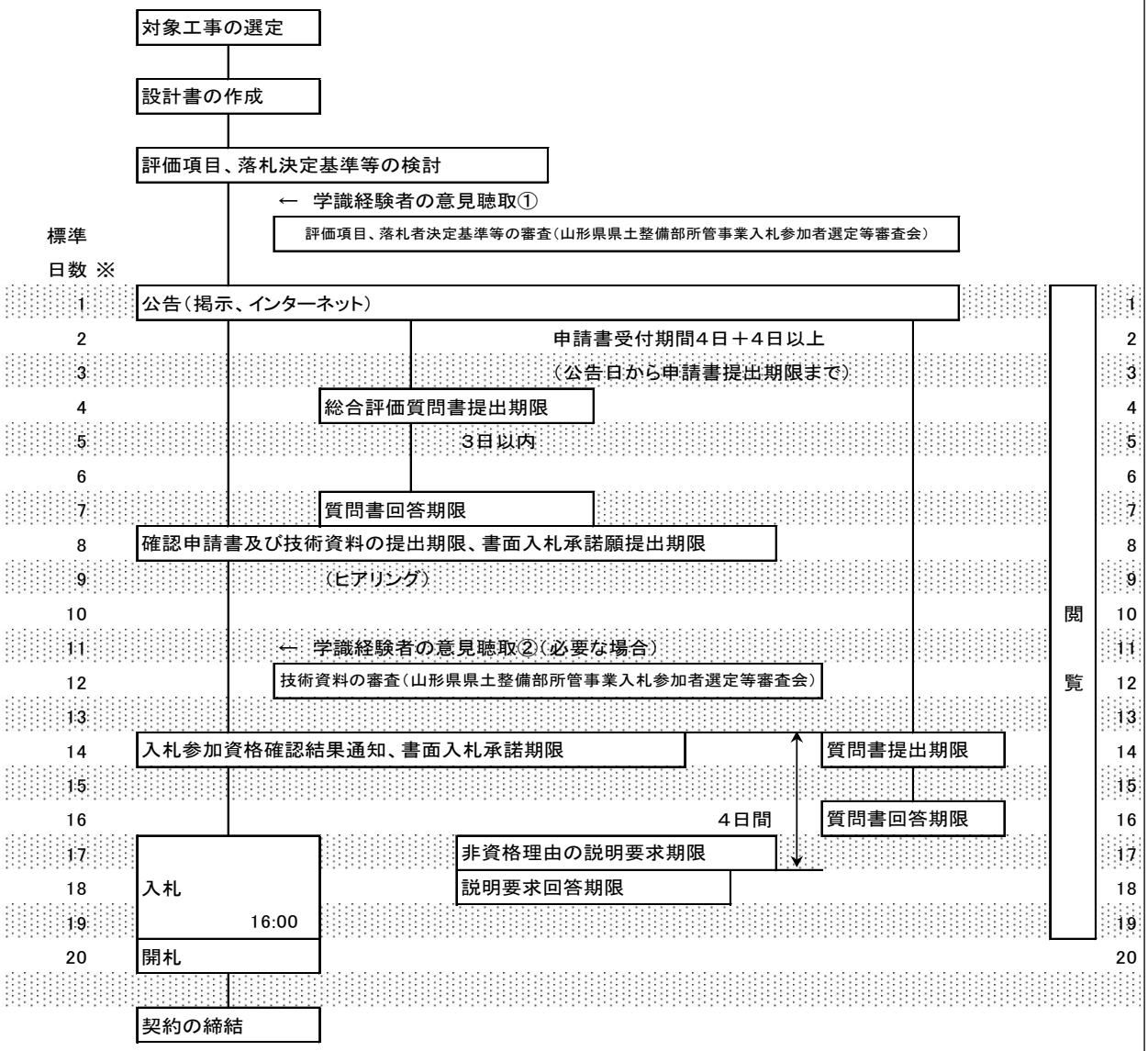

注1）工事の内容、規模等により適宜設定のこと。

注2）※は、県の休日を除く。　　「電子入札利用者登録なし」の場合

別紙簡Ｉ５－２

総合評価落札方式（簡易Ｉ型）の手続（一般競争入札）

設計金額5千万円以上10億円未満の建設工事の標準モデル

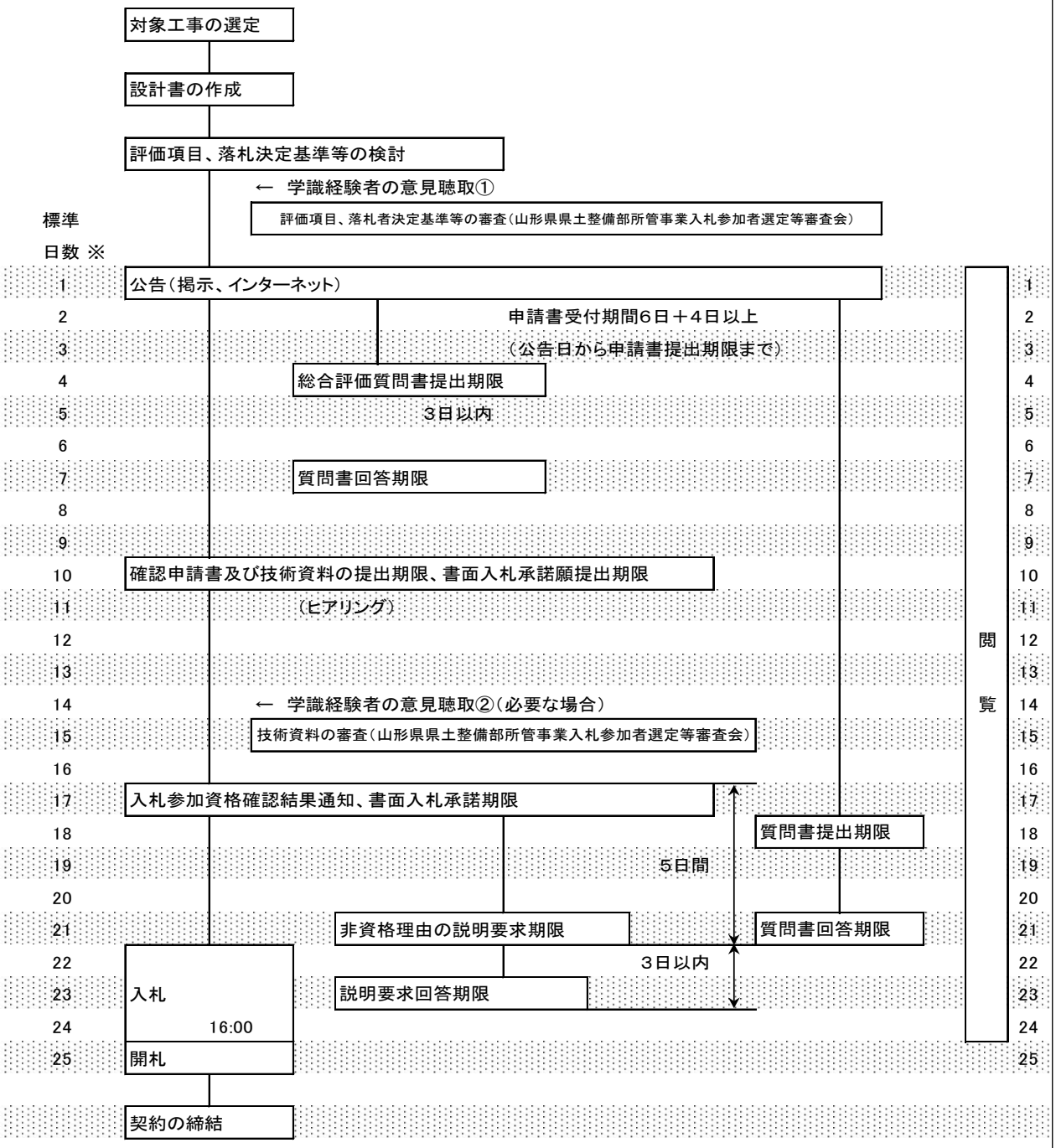

注1）工事の内容、規模等により適宜設定のこと。

注2）※は、県の休日を除く。

「電子入札利用者登録なし」の場合

別紙簡Ｉ５－３

総合評価落札方式（簡易Ｉ型）の手続（一般競争入札）

設計金額10億円以上の建設工事の標準モデル

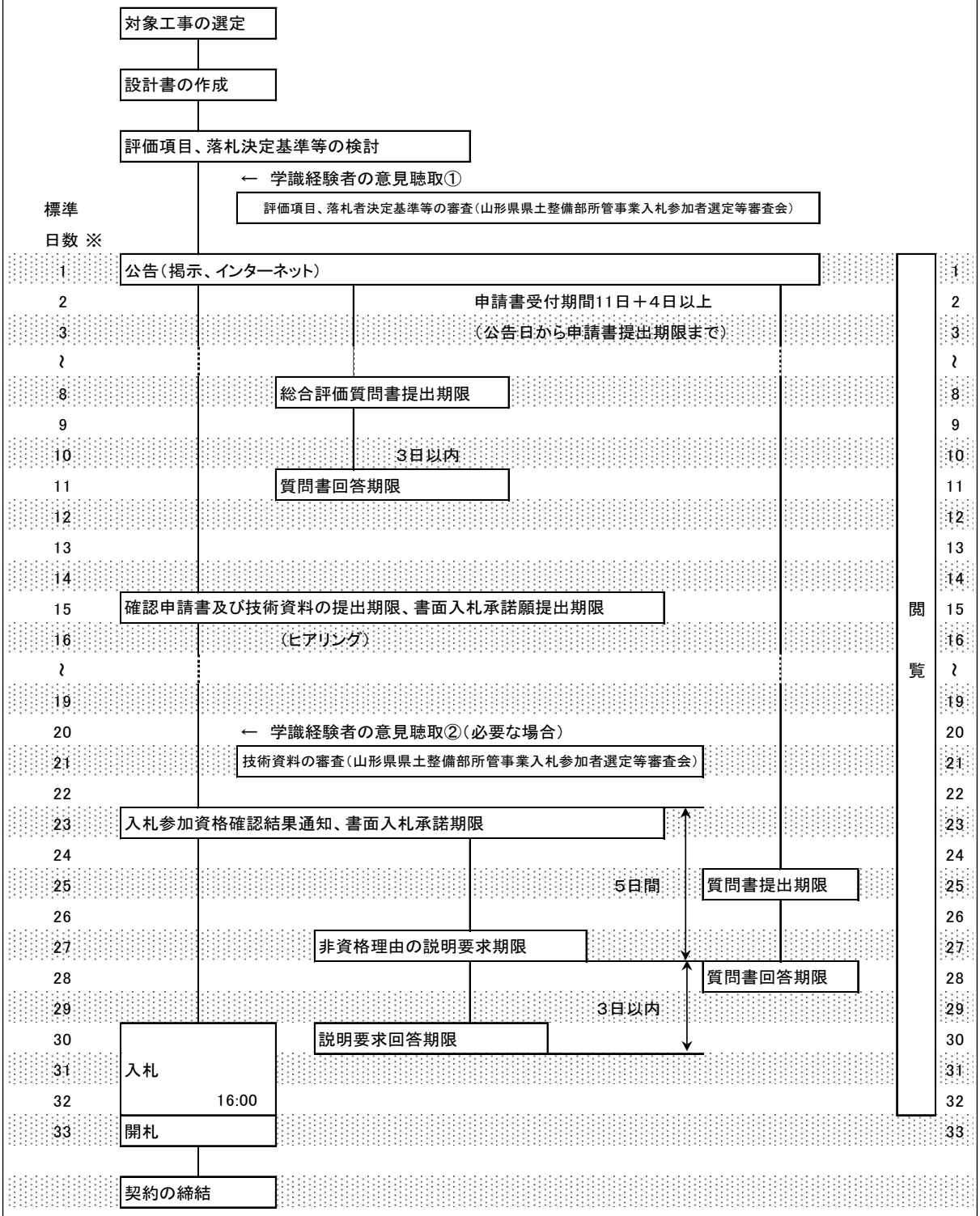

注1）工事の内容、規模等により適宜設定のこと。

注2）※は、県の休日を除く。

「電子入札利用者登録なし」の場合

４－３　簡易Ⅱ型

別紙簡Ⅱ５－１

総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の手続（一般競争入札）

設計金額5千万円未満の建設工事の標準モデル

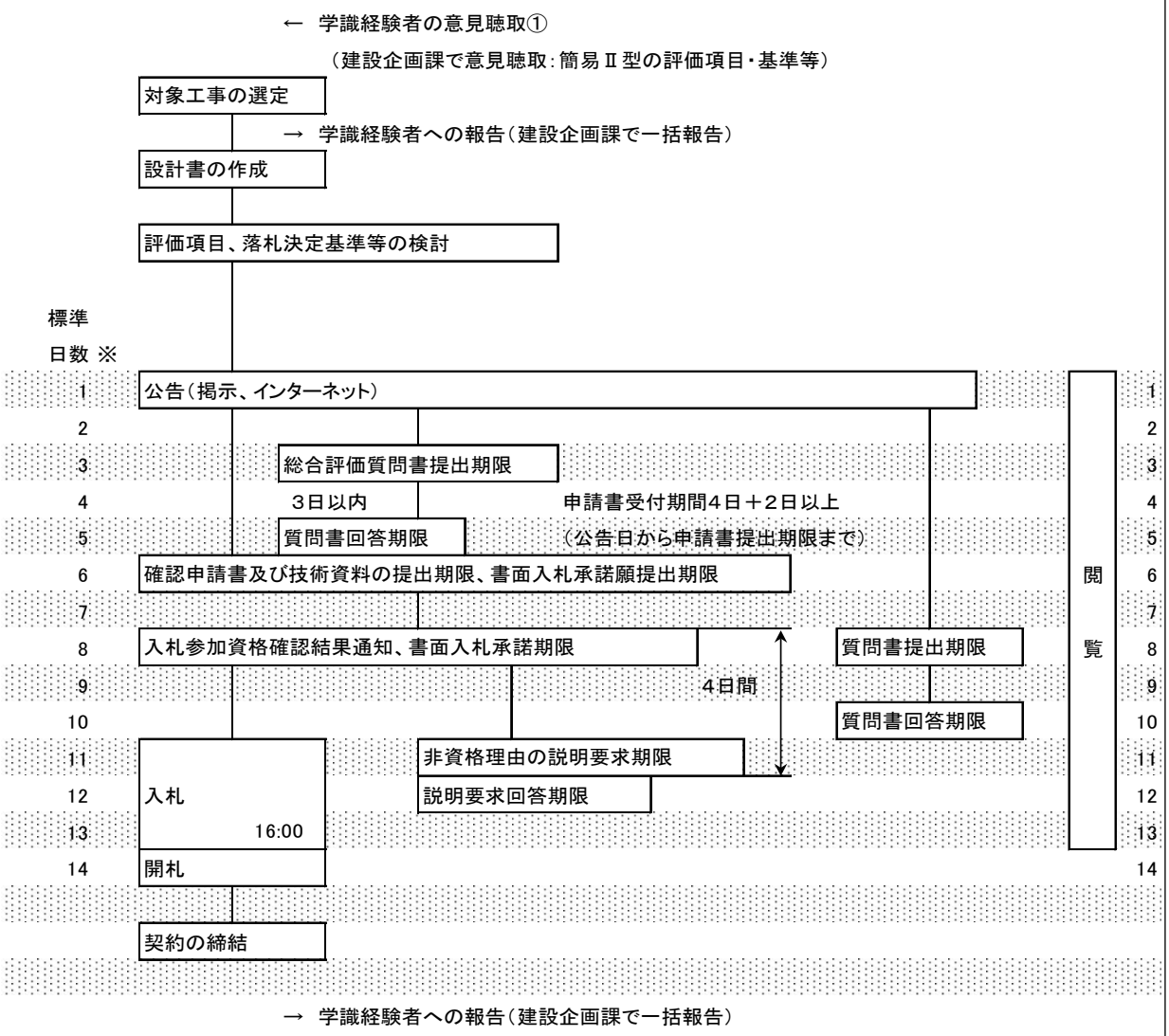

注１）工事の内容、規模等により適宜設定のこと。

注２）※は、県の休日を除く。　　「電子入札利用者登録なし」の場合

別紙簡Ⅱ５－２

総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の手続（一般競争入札）

設計金額5千万円以上10億円未満の建設工事の標準モデル

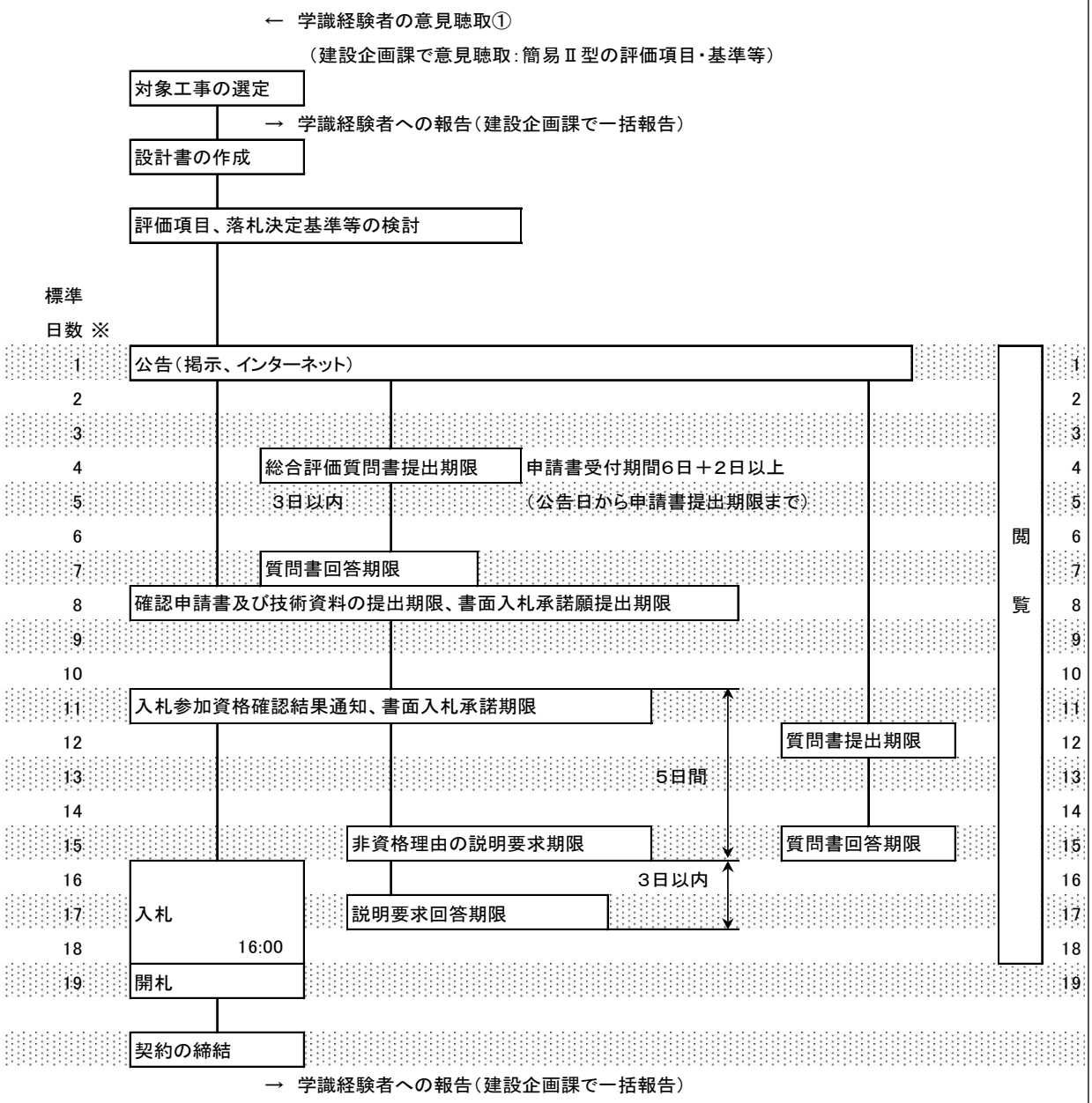

注1）工事の内容、規模等により適宜設定のこと。

注2）※は、県の休日を除く。

「電子入札利用者登録なし」の場合

５　チェックシート

総合評価落札方式の分類は、チェックシート（「山形県県土整備部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱」別紙１）により行うことを原則とし、選択した理由を明確にするため、チェックシートは設計図書に添付する。

別紙１

総合評価における施工上の技術的課題チェックシート

工事名：

チェック欄　イ：施工上の技術的課題の該当の有無。
ロ：当該技術的課題に対して特別な施工技術の要否。

項目	区分	チェック		施工上の技術的課題
		イ	ロ	
工事目的物の性能･機能	性能･機能			補償を要する工事で、工期の短縮が補償費の削減につながる。
				施工数量により、設備の機能･性能が向上する。
				材料の特別な品質管理が求められる。
				施工にあたり、特別な施工管理が求められる。
				土の締固め具合について管理を要する。
				豪雨時等の土砂の流出対策を要する。
				コンクリートの特別な品質管理、出来形管理が求められる。
				重要構造物で、特にコンクリートの耐久性が求められる。
				交通量の多い道路等で、走行性･低騒音が求められる。
				市街地を通る道路等で低騒音が求められる
				舗装材の敷均し時の特別な温度管理が求められる。
				鋼橋部材、鋼材の溶接について品質の確保を要する
				構造物の内部状況や自然状況に応じて、施工方法の変更等の臨機応変な対応が必要。
				その他（　　）
社会的要請	近接施工			鉄道営業線があり、施工に配慮を要する。
				架空線があり、施工に配慮を要する。
				地下埋設物があり、施工に配慮を要する。
				民家があり、施工に配慮を要する。
				病院･学校等の重要施設があり、施工に配慮を要する。
	現道環境			施工にあたり、交通規制が伴う。
				施工にあたり、歩行者･自転車の安全対策に配慮を要する。
	水質汚濁			水質汚濁防止の対策が必要。
				地下水遮断の対策が必要。
	振動･騒音			施工にあたり、騒音･振動対策が必要。
	大気汚染			施工にあたり、大気汚染対策が必要。
				施工にあたり、粉塵対策が必要。
	臭気			施工にあたり、臭気対策が必要。
	地盤沈下			施工にあたり、地盤沈下対策が必要。
	揮発性有機化合物			施工にあたり、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の対策が必要。
	環境			自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要。
	工程管理			施工期間、施工時間帯等の制限があり、工程管理に配慮を要する。
	その他			（　　）

以上により下記の入札方式とする。（該当に〝○〟を記入）

（　　）イかつロの項目がある。（施工上の技術的課題があり、特別な施工技術を要する）
‥‥‥**総合評価落札方式（標準型）**による一般競争入札

（　　）イだけの項目のみ。（施工上の技術的課題があるが、特別な施工技術を要しない）
‥‥‥**総合評価落札方式（簡易Ⅰ型）**による一般競争入札

（　　）イに該当する項目がない。（施工上の技術的課題が特にない）。
‥‥‥**総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）**による一般競争入札を検討する。